

おおた障がい施策推進プラン (骨子)

大田区障害者計画

第6期大田区障害福祉計画

第2期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

令和3年度～令和5年度

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 他の計画等との関係.....	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の体制.....	4
第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	5
1 大田区の障がい者の状況	5
2 前計画における主な取組み.....	15
3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題.....	22
第3章 計画のめざす姿	43
1 基本理念	43
2 基本理念の実現に向けて.....	44
第4章 施策の展開.....	46
1 施策の体系	46
2 個別施策	49
基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち	
施策目標 1-1 障害福祉サービス等の充実	
(1) 日中活動の場の整備.....	49
(2) 緊急時の受入体制の充実	50
(3) サービスの質の確保・向上	51
施策目標 1-2 希望する暮らしの実現	
(1) 居住の場の確保・充実.....	52
(2) 地域生活移行支援の充実	53
施策目標 1-3 社会参加・社会活動の充実	
(1) 就労支援の充実.....	54
(2) 余暇活動の充実.....	55
施策目標 1-4 保健・医療の充実	
(1) 保健・医療の充実	56
施策目標 1-5 障がい児支援の充実	
(1) 教育の充実	57
(2) 保育の充実	58

施策目標 1-6 特性に応じた支援	
(1) 高次脳機能障がい者支援の充実.....	59
(2) 発達障がい者支援の充実	60
基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち	
施策目標 2-1 相談支援体制の充実	
(1) 相談支援の充実.....	61
(2) 地域ネットワークの充実	62
施策目標 2-2 障がいへの理解促進	
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	63
(2) 地域との交流の充実.....	64
基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	
施策目標 3-1 災害・犯罪への対策	
(1) 災害時相互支援体制の整備	65
(2) 福祉避難所の体制整備	66
(3) 防犯対策の充実.....	67
施策目標 3-2 権利を守るまちの実現	
(1) 障がい者虐待防止等の推進	68
(2) 成年後見制度利用支援の充実.....	69
(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進.....	71
第5章 計画の推進に向けて	72
1 計画の推進体制.....	72
2 計画の進行管理.....	73
第6章 参考資料	74
1 実態調査の概要	74
2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過	75
3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱	76
4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿	78
5 庁内検討委員会委員名簿	79
6 計画策定に係る根拠法令等	80

○ 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方が分かりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

○ 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい者や難病患者も含みます。

なお、「障がい者」には、18歳未満の方も含んでいますが、「障がい児」と表記している場合は、18歳以上の方は含んでいません。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成26年に発効しました。この条約は、「障がい」を、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考えに基づき、障がい者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

条約批准後、平成30年3月に国が策定した「第4次障害者基本計画」では、各分野に共通する横断的視点として、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」や「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」等を、前期計画よりもさらに推進していく必要性が述べられています。加えて、「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」の必要性が、新たな視点として挙げられています。

国内の法改正の動向を振り返ると、平成23年8月の「障害者基本法」の改正、平成24年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の成立、平成25年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の成立等、一連の制度改正がありました。

また、平成28年5月には、「発達障害者支援法」が全面的に改正され、関係機関等との有機的連携のもとに必要な相談体制を整備することが地方公共団体等の責務として新たに設けられるなど、発達障がい者への支援を一層充実させていくことが求められています。

その後、障害者総合支援法の見直しが行われ、平成28年6月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

近年の社会福祉施策全体の動向をみると、平成30年4月、改正社会福祉法が施行されました。障がい者、子ども、高齢者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備等が区に求められました。さらに、令和2年6月に社会福祉法が再度改正され、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のための新たな事業が創設され、令和3年4月から施行されます。

以上から、障がい者施策の推進に当たっては、障がい特性に配慮したきめ細かいサービスの提供・充実が求められているとともに、障がいにとどまらず子ども・高齢者等の多様な生活課題を踏まえ、地域の関係機関等と連携した包括的な支援体制の構築・充実が求められていると言えます。本計画は、このような背景を踏まえ、区が今後3年間で推進していく障がい者施策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「大田区障害者計画」、「第6期大田区障害福祉計画」、「第2期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

① 大田区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

② 第6期大田区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

③ 第2期大田区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

④ 大田区発達障がい児・者支援計画

大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するため、区独自で策定している計画です。平成26年度から平成29年度の計画では、「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の4つを目標に、保健、医療、福祉、教育、就労などの枠組みを超えた計画的な施策を開いてきました。

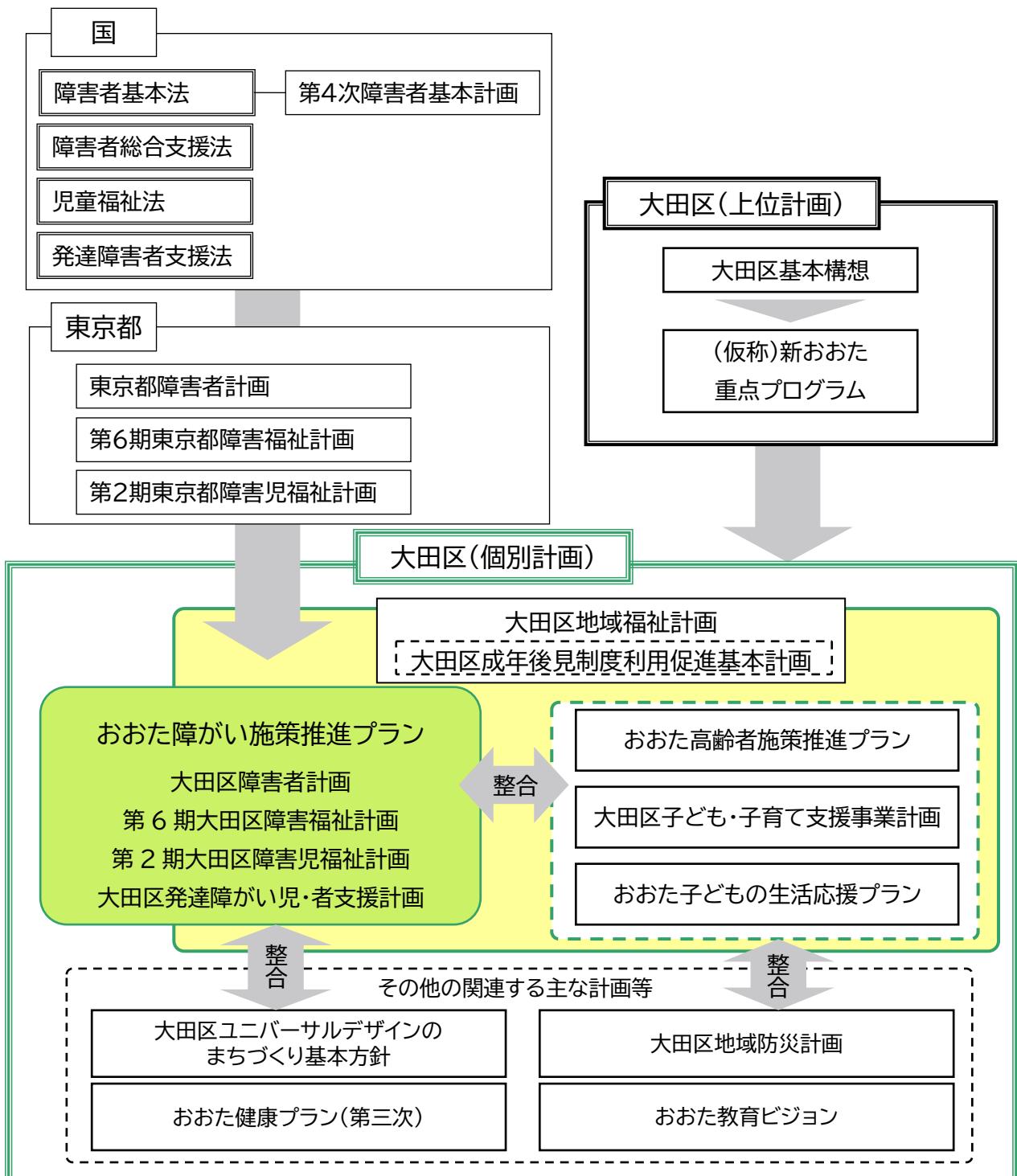
平成30年度から令和2年度の計画では、「おおた障がい施策推進プラン」として、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」と一体的に策定しました。

本計画においても、これまでの計画の理念や目標を踏まえながら、上記①から③の法定計画と一体的な策定を行い、障がい種別の枠組みを超えた施策の推進に取り組んでいきます。

3 他の計画等との関係

本計画は、「大田区基本構想」に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

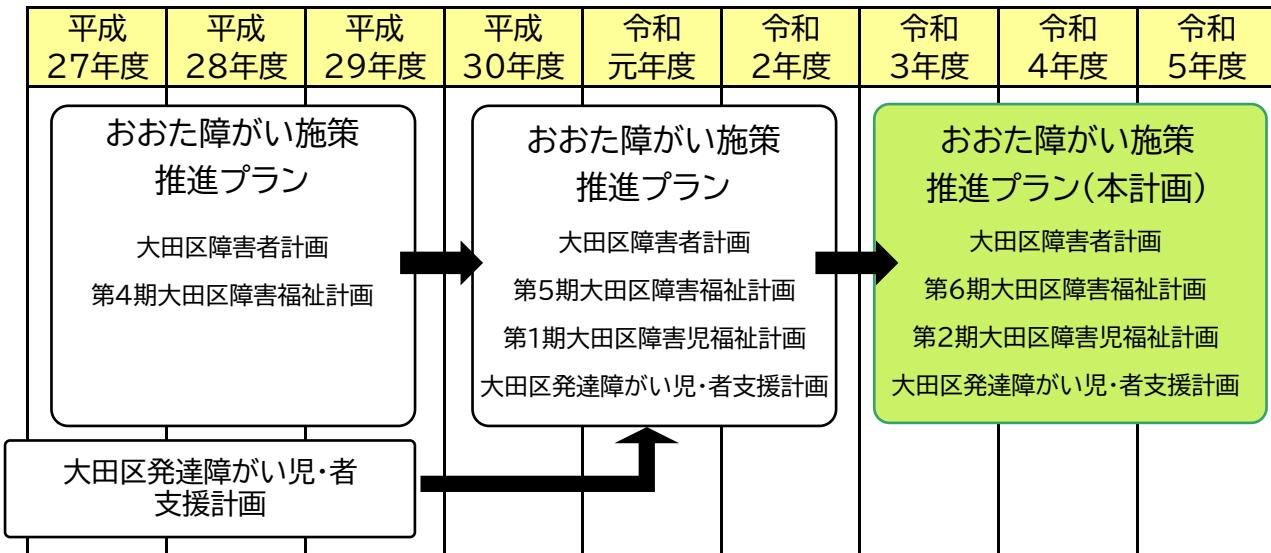
図表 1-1 他の計画等との関係概念図



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 1-2 本計画の計画期間



5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、区内の障がい者及び事業者に対し実態調査を行ったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントと区民説明会を実施しました。

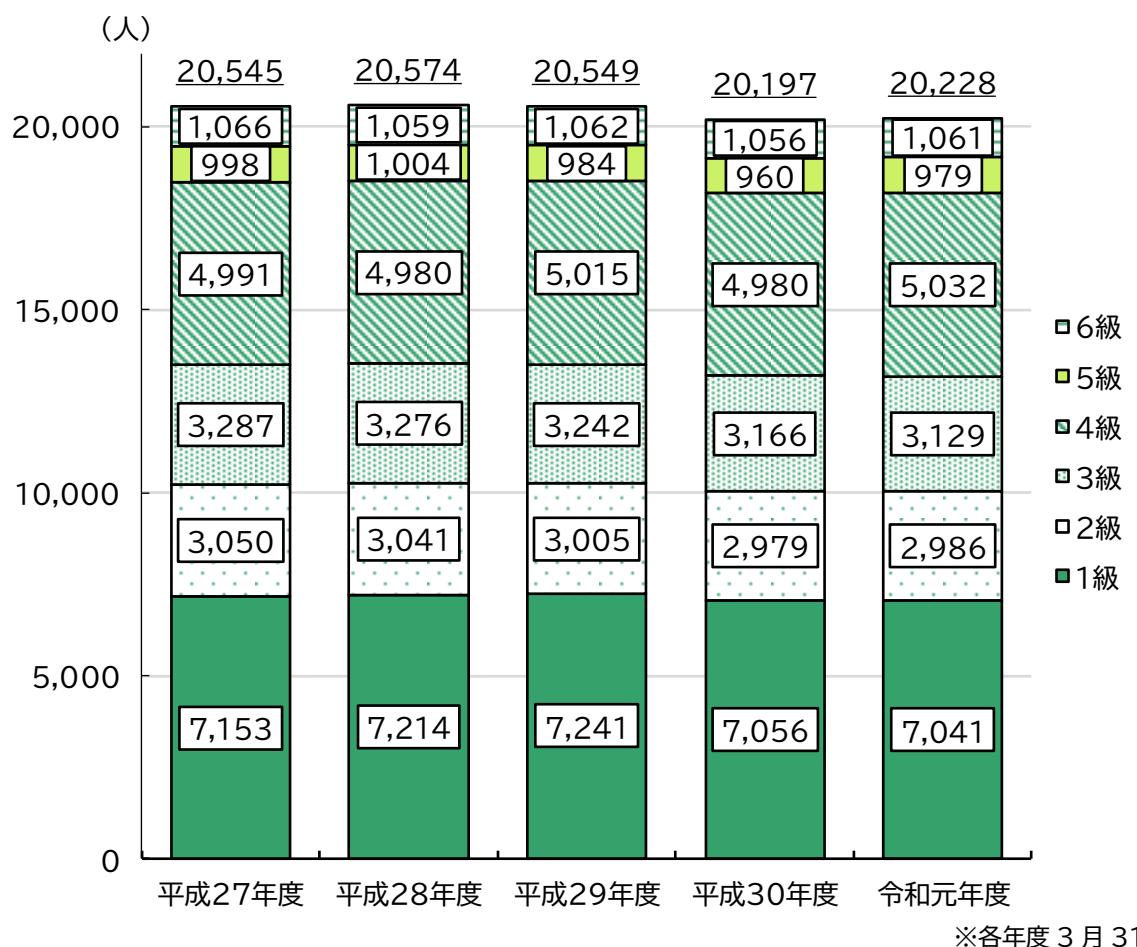
第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題

1 大田区の障がい者の状況

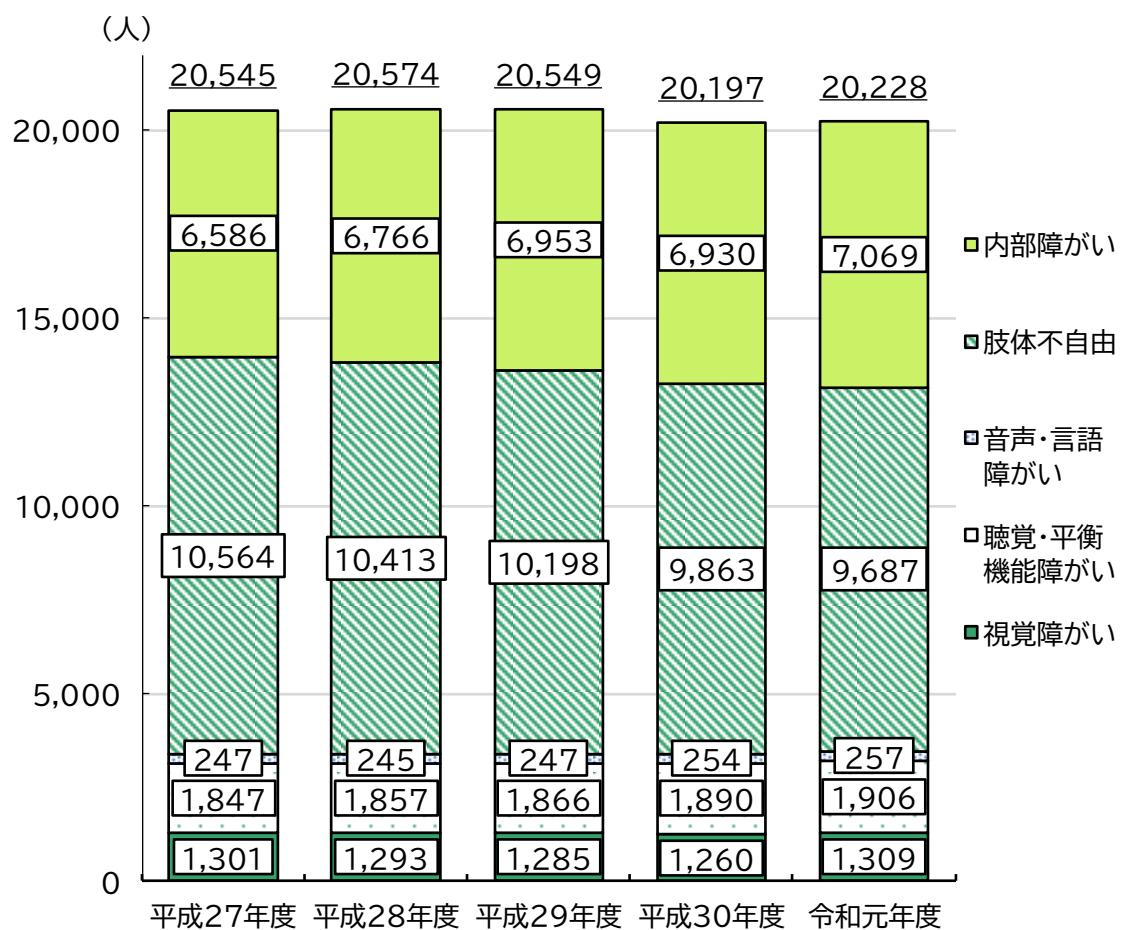
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳所持者は約 20,000 人で推移しており、令和元年度は 20,228 人となっています。
- 等級別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「1 級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18 歳以上が 98.2% を占めています。

図表 2-1 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度 3月 31 日現在

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

令和元年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	20,228	374	19,854
総数に占める割合(%)	100.0	1.8	98.2

※各年度 3月 31 日現在

■ 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。各種のサービスを受けるために必要です。

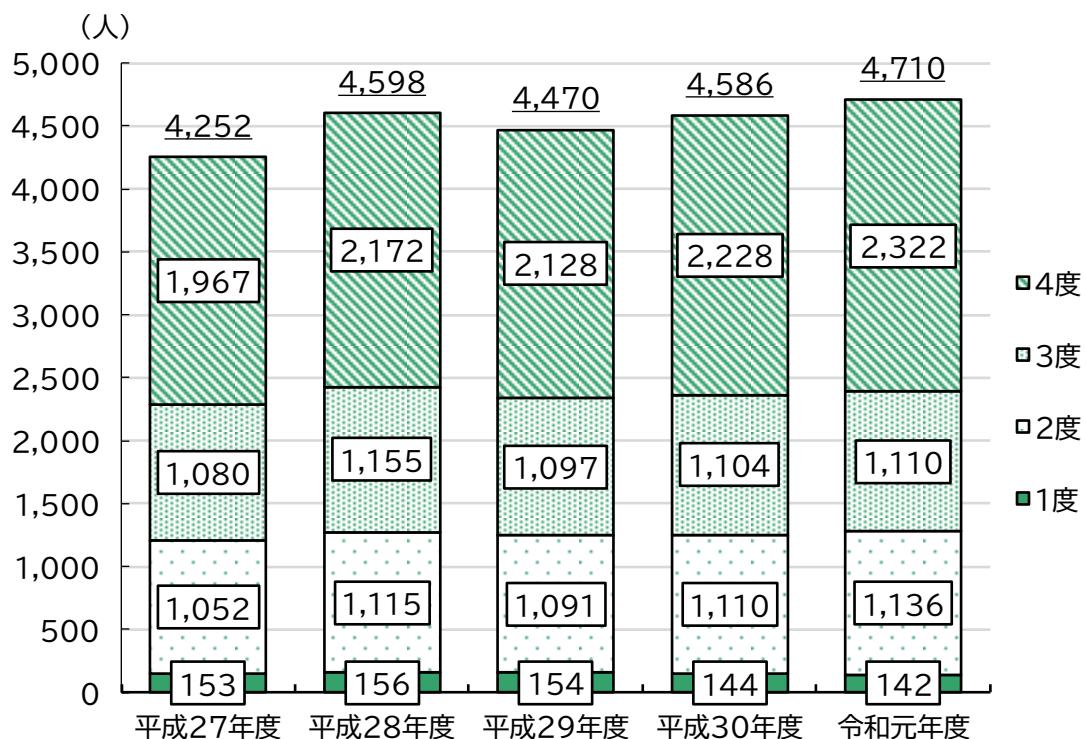
障がいの程度により 1 級から 7 級（1 級が最重度）にわかれています。

7 級（肢体不自由のみ該当）の障がい 1 つだけで手帳の交付はされませんが、7 級の障がいが 2 つ以上重複する場合や、6 級以上の障がいと重複する場合は、手帳が交付されます。

(2) 愛の手帳所持者の状況

- 愛の手帳所持者は、年度により変動はあるものの増加傾向にあり、令和元年度には 4,710 人となっています。
- 等級別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「4 度」が最も多くなっています。平成 27 年度から令和元年度にかけて 355 人増加しています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18 歳以上が 77.5% を占めています。

図表 2-4 愛の手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度 3 月 31 日現在

図表 2-5 愛の手帳所持者数【年齢別】

令和元年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数(人)	4,710	1,062	3,648
総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

※各年度 3 月 31 日現在

■ 愛の手帳

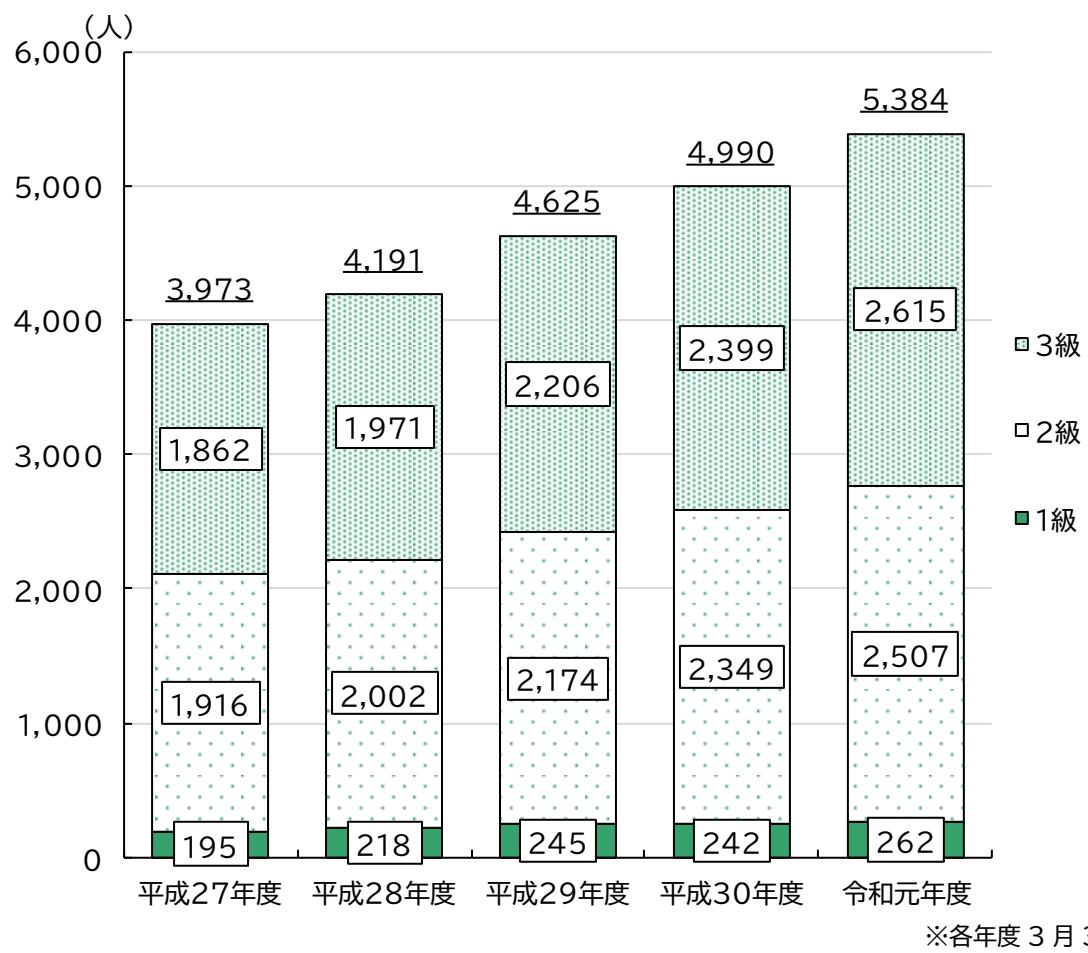
知的に障がいのある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1 度から 4 度(1 度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて1,411人増加し、令和元年度には5,384人となっています。
- 等級別にみると、平成28年度までは「2級」が最も多くなっていましたが、平成29年度以降は「3級」が最も多くなっています。

図表2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

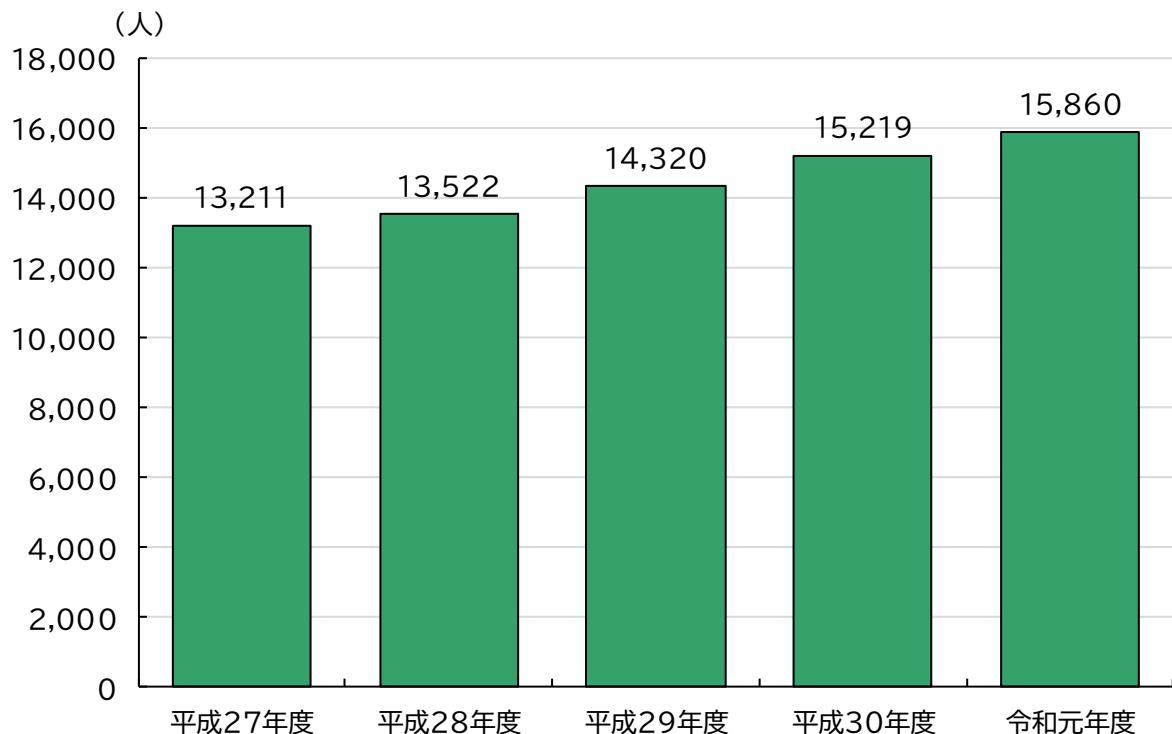
障がいの程度により1級から3級(1級が最重度)にわかれてています。

有効期間(2年間)があるため、継続するためには2年ごとに更新の手続きが必要になります。

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況

- 自立支援医療費(精神通院医療)申請者は増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて 2,649 人増加し、令和元年度には 15,860 人となっています。

図表 2-7 自立支援医療費(精神通院医療)申請者数の推移



※各年度 3月 31日現在

■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となります。所得に応じて負担上限額が設定されています。
ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間が1年間となっているため、継続するためには手続きが必要になります。

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

- 難病医療費等助成申請者は、指定難病追加等の制度変更の影響で、年度によって変動がみられます、令和元年度には 7,071 人となっています。

図表 2-8 難病医療費等助成申請者数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病(国疾病)(人)	5,998	6,419	7,567	6,109	7,045
都疾病(経過措置の疾病を含む)(人)	252	49	54	19	26
総数(人)	6,250	6,468	7,621	6,128	7,071

※各年度 3 月 31 日現在

■ 難病医療費助成制度

国又は都の指定する疾病に罹患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、110 疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、さらに平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病、平成 30 年 4 月 1 日に 6 疾病が追加(うち、5 疾病については既存の指定難病に統合)されました。そして、令和元年 7 月 1 日に 2 疾病が追加され、333 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、令和元年 7 月 1 日現在、難病法に基づく指定難病に加え、8 疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病に罹患している方で、必要と認められた場合には、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

障害者総合支援法の対象疾病は、令和元年 7 月 1 日から、361 疾病に拡大されています(難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています)。

(6) 発達障がい者の状況¹

1 通所受給者証所持者の状況

- 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される通所受給者証の所持者は、令和元年度で 1,431 人と、平成 28 年度に比べて 507 人増加しています。
- なお、令和元年度の通所受給者証所持者 1,431 人のうち、障害者手帳を所持していない児童は半数以上の 726 人となっています。障害者手帳を所持せずに障害児通所支援を利用されている方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると推察されます。

図表 2-9 通所受給者証所持者数の推移

	平成 28年度	令和 元年度	増加数
手帳あり(人)	434	726	292
手帳なし(人)	490	705	215
総数(人)	924	1,431	507

※各年度 3 月 31 日現在

■ 通所受給者証

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスには、通所による支援(障害児通所支援)と入所による支援(障害児入所支援)があります。

障害児通所支援を利用する場合は、サービスの利用計画案を作成し、区へ提出する必要があります。利用計画案の作成にあたっては、相談支援事業所にご相談いただき作成する場合や、保護者ご自身で作成する場合があります。

利用計画案に基づき、サービスの支給が決定すると、「通所受給者証」が交付されます。その後、通所支援事業所と利用契約を締結し、障害児通所支援サービスを利用できるようになります。

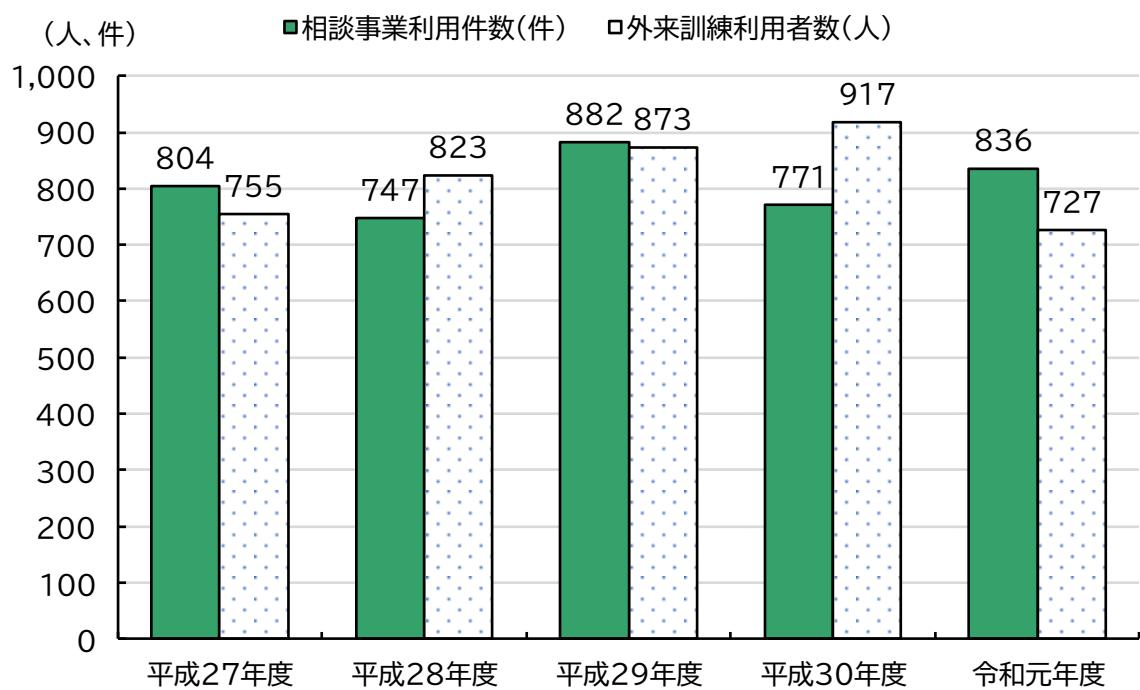
なお、障害児入所支援については、東京都が主体となって実施しています。

¹ 発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

2 こども発達センターわかばの家の状況

- こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児とその保護者の方に対して相談等の事業を行っています。
- 相談事業の利用件数は、年度により変動はあるものの、令和元年度は 836 人となっています。
- また、幼稚園や保育園に通いながら、月 1 回の療育訓練を受ける外来訓練の利用者数は、令和元年度は 727 人となっています。

図表 2-10 相談事業利用件数と外来訓練利用者数

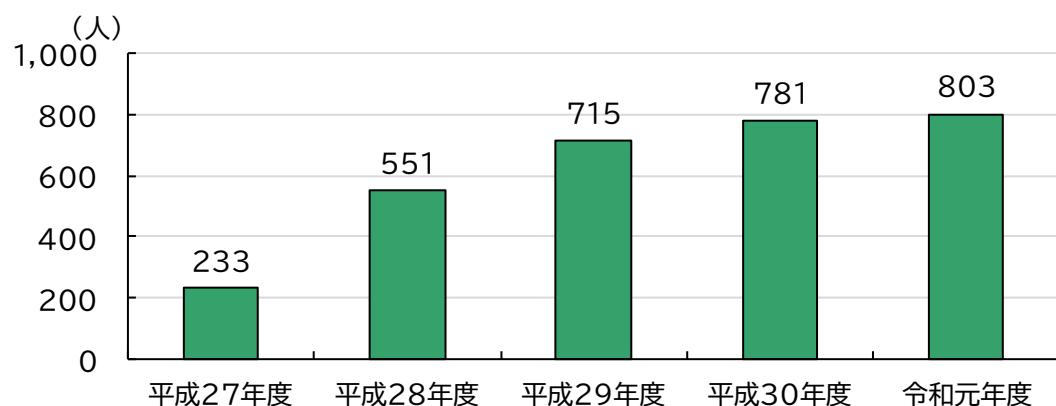


※各年度 3 月 31 日現在

3 特別支援学級・特別支援教室等の状況

- 区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室等を設置しています。
- 小学校では、平成 28 年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置して、発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行っており、令和元年度は 803 人の児童が利用しています。
- 中学校では、令和 3 年度に区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置することを目標としています。令和元年度は 7 校において特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業を実施しました。令和元年度は、情緒障害等通級指導学級として 95 人、特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業として 26 人、計 121 人の生徒が利用しています。

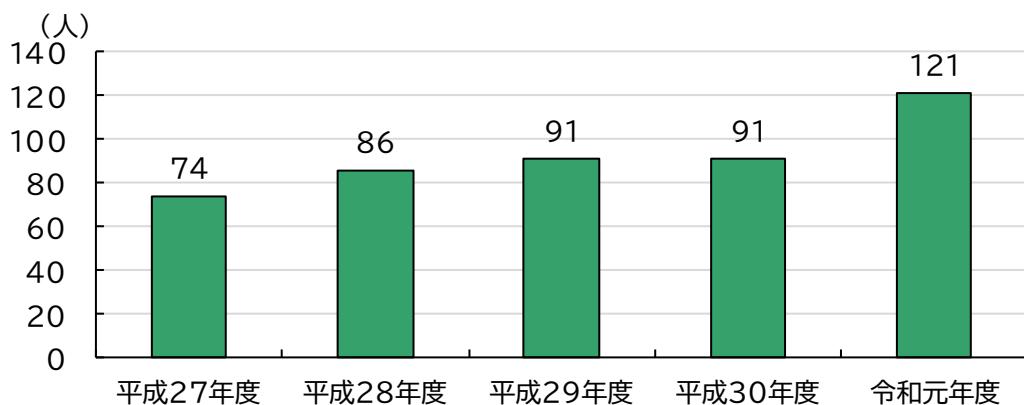
図表 2-11 小学校(特別支援教室(サポートルーム))の児童数



※平成 27 年度までは情緒障害等通級指導学級として実施。

※各年度 5 月 1 日現在

図表 2-12 中学校(情緒障害等通級指導学級)の生徒数



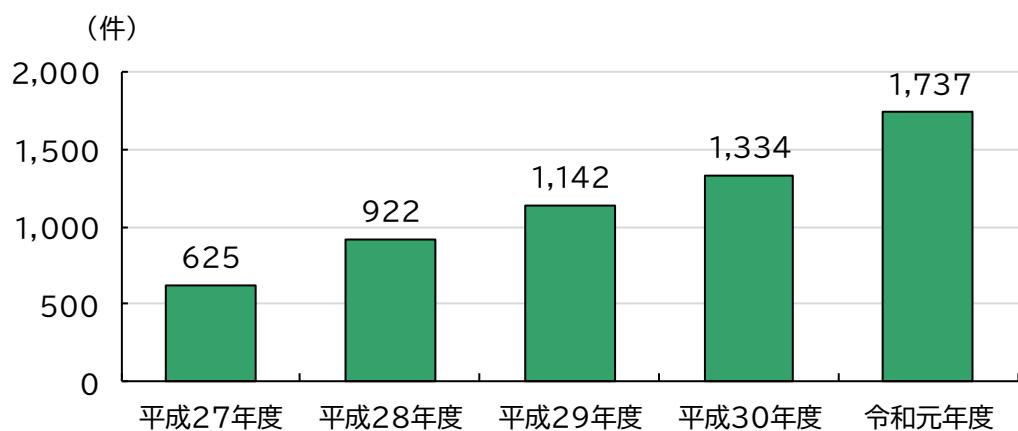
※令和元年度より一部学校において、特別支援教室(サポートルーム)をモデル事業として実施

※各年度 5 月 1 日現在

4 障がい者総合サポートセンターの状況

- 障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいを含め、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。
- 発達障がい者の相談件数は、増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて1,112件増加し、令和元年度には1,737件となっています。

図表 2-13 相談支援部門における発達障がい者の相談件数



※各年度 3月 31日現在

2 前計画における主な取組み

(1) 基本目標1 「自分らしく暮らせるまち」

1 日中活動の場の整備

- 平成 31 年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、学齢期の発達障がい児を対象に放課後等デイサービスなどを実施しています。令和2年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、重症心身障がい者にもサービスを提供しています。
- 旧徳持高齢者在宅サービスセンターの建物を活用し、池上福祉園の生活介護事業を拡充し、令和3年4月から、重症心身障がい者にもサービスを提供していきます。
- 旧田園調布高齢者在宅サービスセンターの建物を改修し、令和3年4月に、医療的ケアの必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設を開設いたします。

2 緊急時の受入体制の充実

- 平成 31 年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所事業を実施しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化をし、令和3年4月から、短期入所事業を実施していきます。

3 居住の場の確保・充実

- 区内で新規にグループホームを開設する事業者に整備費用を補助しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化をし、令和3年4月に、グループホームを開設いたします。
- 都有地を活用し、令和3年度中に、重症心身障がい者を対象としたグループホームを開設いたします。
- 令和元年9月に、障がい者、高齢者、低額所得者など、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、「居住支援協議会」を設置しました。

4 サービスの質の確保・向上

- 指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理運営状況について、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導監督を行っています。
- 福祉サービス事業者等の指導監査(検査)を実施し、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行っています。
- 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を実施するほか、説明会や郵送等による受審勧奨を行っています。

5 就労支援の充実

- 障がい者就労支援センターにおいて、就労移行支援事業等を実施しています。
- 関係機関との連携強化を図るため、「障害者就労促進担当者会議」や「精神障がい者の職場体験実習実行委員会」、「就労移行支援事業所連絡会」等のネットワーク事業に取り組んでいます。
- 区内施設の自主生産品等の共通ブランドを「おおむすび」とし、ロゴマークを合わせて広報し、受注契約の拡大等に取り組んでいます。
- 令和元年4月から、公募により選定した障がい者施設へ経営コンサルタントを派遣し、現状分析や評価を実施した上で、工賃向上に向けた相談・助言を実施しています。
- 平成30年4月から、精神障がい者を区の非常勤の職員として雇用し、企業就労につなげるチャレンジ雇用事業を実施しています。

6 地域生活移行支援の充実

- 障がい者総合サポートセンターにおいて、地域相談支援を行っています。
- 平成31年4月から、精神障がい者に対し、地域生活及び適切な医療の継続を維持できるようアウトリーチ支援事業を実施しています。
- つばさホーム前の浦の機能再編及び強化をし、令和3年4月に、グループホームを開設いたします。【再掲】

7 余暇活動の充実

- 障がい者就労支援センターにおいて、仕事の後に仲間と会い、語らうことで、リフレッシュしてもらうため、就労者のための余暇活動支援事業「たまりば」を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、レクリエーション等を提供するため、余暇活動支援事業と若草・コスモス青年学級を実施しています。
- スポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図るため、障がい者水泳教室や障がい者スポーツ体験などを実施しています。

8 保健・医療の充実

- 平成30年8月から、区立保育園において医療的ケア児の受け入れをしています。
- 平成30年9月に、医療的ケアが必要な方への支援について、関係機関が連携し、情報交換、連絡等を行うため、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を設置しました。
- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所事業を実施しています。【再掲】
- 令和元年11月に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関による協議の場として、「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置しました。
- 令和2年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、重症心身障がい者にもサービスを提供しています。【再掲】
- 旧徳持高齢者在宅サービスセンターの建物を活用し、池上福祉園の生活介護事業を拡充し、令和3年4月から、重症心身障がい者にもサービスを提供していきます。【再掲】
- 旧田園調布高齢者在宅サービスセンターの建物を改修し、令和3年4月に、医療的ケアの必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設を開設いたします。【再掲】
- 都有地を活用し、令和3年度中に、重症心身障がい者を対象としたグループホームを開設いたします。【再掲】

9 教育の充実

- 保護者を対象とした幼児教育相談や幼稚園への訪問相談等を実施しています。
- 幼児への支援の連続性を確保するため、保育園、幼稚園、小学校による「保幼小地域連携協議会」を開催しています。
- 保護者の気持ちに寄り添った就学相談や、スクールソーシャルワーカーによる様々な課題を抱える家庭への支援を実施しています。
- 令和3年4月から、全区立中学校において特別支援教室(サポートルーム)を実施していきます。
- 都立特別支援学校と連携して、区立小中学校への巡回相談等を実施しています。

10 保育の充実

- 保護者等への支援のため、小児神経科医、臨床心理士などの専門職が保育園等への巡回相談等を実施しています。
- 作業療法士による感覚統合を踏まえた遊びの保育実践を取り入れています。
- 小学校6年生までの要支援児の受け入れを、全ての学童保育室で行っています。
- 平成30年8月から、区立保育園において医療的ケア児の受け入れをしています。【再掲】

11 発達障がい者支援の充実

- 発達障がいの理解啓発のため、こども発達支援講演会などの開催、支援ツール「サポートブックかけはし」や啓発用パンフレットの配布等に取り組んでいます。
- 関係機関との連携強化のため、「障害児関係機関連絡会議」や「児童発達支援地域ネットワーク会議」などを開催しています。
- こども発達センターわかばの家に新たな分室を設置し、事業の強化を図りました。
- 平成31年3月に障がい者総合サポートセンターをグランドオープンし、学齢期の発達障がい児を対象に放課後等デイサービスなどを実施しています。【再掲】

12 高次脳機能障がい者支援の充実

- 医療、保健、福祉等の関係機関による連絡会等を開催し、ネットワークを構築しています。
- 高次脳機能障がいの理解啓発のため、相談窓口を掲載したリーフレット等を作成・配布しています。
- 支援者の高次脳機能障がいの理解を促進するため、出前講座や研修を実施しています。

(2) 基本目標2 「ともに支え合い暮らせるまち」

1 相談支援の充実

- 基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを核として、相談支援事業者等と連携し、相談支援体制を構築しています。
- 地域福祉課や地域健康課において、本人や家族などからの相談に応じ、問題解決のための支援を行っています。
- 障がい福祉人材を体系的に育成するため、ケアマネジメント研修等を実施しています。
- 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動から、地域の実情について意見交換を行う場として、区職員も含めた研修を実施しています。

2 地域ネットワークの充実

- 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談、就労、居住などの様々なネットワーク会議等を開催しています。
- 令和元年4月に自立支援協議会の部会編成等を見直し、効果的な会議運営を図るとともに、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行っています。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 区職員対応要領に基づく適切な対応及び障がい者差別に関する相談対応を実施しています。
- 平成30年1月から、障がい者差別解消支援地域協議会に身体・知的・精神障がい者も参画し、障がい者差別に関する相談事例や情報の共有をしています。
- 障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布及び講演会等の開催を実施しています。

4 地域との交流の充実

- 障がい者等の芸術文化活動の機会として、しうがい者巡回パネル展・しうがい者文化展を実施しています。
- 各障がい者施設において施設まつりを開催しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい理解啓発とレクリエーション等を提供するため、余暇活動支援事業と若草・コスモス青年学級を実施しています。【再掲】
- スポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康的の保持と増進を図るため、障がい者水泳教室や障がい者スポーツ体験などを実施しています。【再掲】

(3) 基本目標3 「安全・安心に暮らせるまち」

1 災害時相互支援体制の整備

- 令和2年7月から、避難行動要支援者名簿について、障がい者福祉のあらましにも掲載するなど、登録勧奨の強化を図っています。
- 避難支援の必要性が特に高い、在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、本人の同意を得て、災害時に取るべき避難行動等を定める個別支援プランの作成を進めています。
- 要配慮者支援をテーマとした講習会を開催しています。
- 災害時などにおける自助・共助のためのツール「ヘルプカード」の作成・配布等、普及啓発の取組みを進めています。

2 福祉避難所の体制整備

- 福祉避難所として協定を結んでいる障がい者施設等に、非常食糧、生活必需品等の備蓄品を配備しています。
- 福祉避難所の開設や運営方法を定めた福祉避難所標準マニュアル等を作成し、各福祉避難所のマニュアル作成を支援しています。
- 各福祉避難所における開設訓練の実施を促進しています。

3 防犯対策の充実

- 障がい者施設等に対し、利用者の安全確保を図ることを目的に、非常通報装置や防犯カメラ等の防犯設備の整備費用を補助しています。
- 障がい者施設等における防犯マニュアルの作成を促進しています。
- 各障がい者施設における施設まつりなどのイベントにおいて、特殊詐欺等被害防止のチラシを配布し、啓発を行っています。
- 特殊詐欺等被害防止策として、自動通話録音機貸与事業を行っています。

4 消費者トラブル防止体制の推進

- 障がい者等からの消費者相談で支援等が必要と判断した案件について、関係機関と情報共有をしています。
- 障がい者、支援者や家族を対象に、消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けた消費者講座を実施しています。

5 障がい者虐待防止等の推進

- 障害者虐待防止センターにおいて、関係機関や弁護士等の専門家と連携し、虐待通報への対応等を行っています。
- 障がい者虐待防止のため、パンフレットの作成・配布を通じて、障がい者や家族、支援者への理解啓発を行っています。
- 障がい者虐待の未然防止のため、障がい福祉施設従事者の職層ごとに、障がい者虐待防止研修を実施しています。

6 成年後見制度利用支援の充実

- 平成31年3月に、成年後見制度利用促進基本計画(地域福祉計画に包含)を策定しました。
- 成年後見制度利用支援事業として、収入が少ない被後見人等に対し、後見報酬の助成を行っています。
- 社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携して、成年後見制度利用促進中核機関を設置し、成年後見制度等の周知・広報活動や、本人の権利擁護において、支援関係者が対応に悩むケースなどに対して、法的根拠などを示しながら支援方針を助言する権利擁護支援検討会議を実施しています。また、社会貢献型後見人(市民後見人)の候補者を公募・育成・支援しています。

7 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 関心のある区民に「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UDパートナー)」として事前に登録していただき、道路、公園、建物や窓口サービスなどの点検活動を行っています。
- 障がい者や家族からの話や福祉体験を通して、接し方や介助方法を学び、障がい者への理解を深め、地域での支援の担い手となる人材を育成するため、講座等を実施しています。

3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出方法

本計画の策定に当たって、令和元年度大田区障がい者実態調査や現行計画の事業評価に基づき、区における障がい者施策の問題点を抽出した上で、大田区障がい者施策推進会議からのご意見を踏まえて、本計画において取り組むべき課題を設定しました。

① 令和元年度大田区障がい者実態調査(以下「実態調査」という。)²

障がい者及び障害福祉サービス等の提供事業者を対象として、生活状況やサービスの利用状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

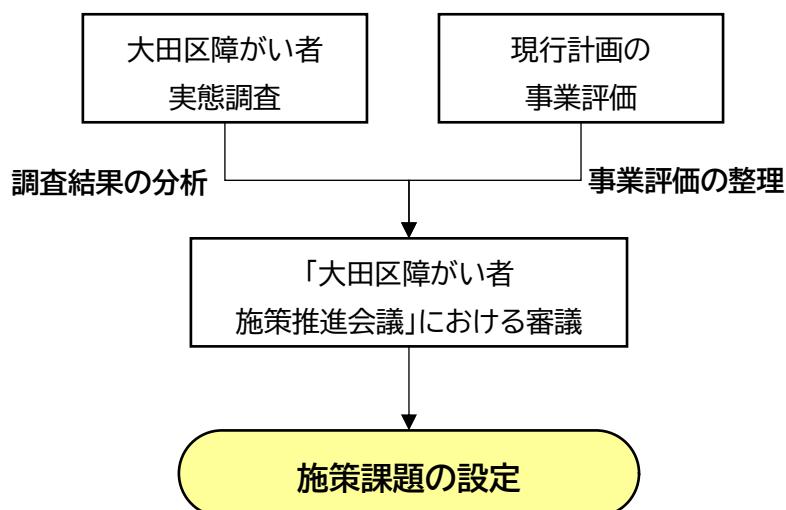
② 現行計画の事業評価

現行の「おおた障がい施策推進プラン」に基づいて実施した事業や取組みに関する事業評価を行い、施策の進捗状況を確認しました。

③ 大田区障がい者施策推進会議での検討

学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)」において、実態調査や事業評価、施策課題について検討を行いました。

図表 2-14 課題抽出のフロー図



² 実態調査結果の分析に当たっては、障がい種別ごとに回答傾向を分析することがあります。その際の障がい種別の略称は、実態調査に従い次のとおりとしています。「身体」は身体障がい者、「知的」は知的障がい者、「精神」は精神障がい者、「難病」は難病患者、「発達」は発達障がい者、「高次」は高次脳機能障がい者を指しています。

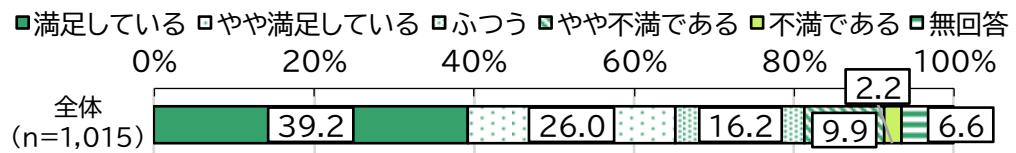
(2) 大田区障がい者施策の課題

1 障害福祉サービス等の充実に向けた課題

課題 1-1 サービスの実施回数・頻度等の量的な充実が求められています

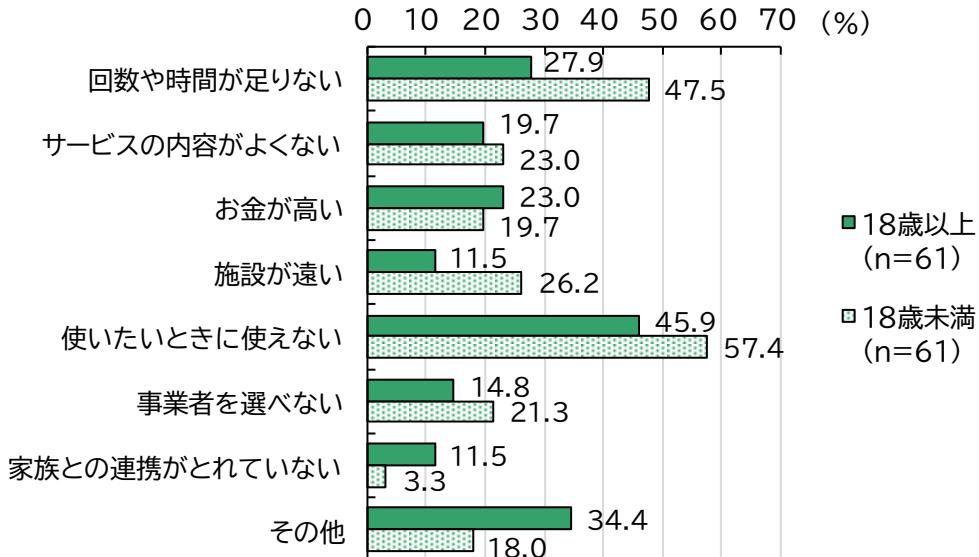
- 実態調査結果によると、障害福祉サービス等の満足度は、65.2%が「満足」と回答している一方で、12.1%が「不満」と回答しています³。「不満」と回答した方々に、どのような点に不満を感じるかを尋ねたところ、「使いたいときに使えない」が最も多く、次いで「回数や時間が足りない」が多くなっており、サービスの量的な充実が求められています。
- また、障害福祉サービス等の種類別に満足度を見たところ、「地域生活支援事業」や「相談支援」のほか、「日中活動系サービス」の満足度が低くなっていました。
- 推進会議においては、医療的ケアが必要な方を含む重度の障がい者も利用できる日中活動の場の整備を求める意見がありました。

図表 2-15 障害福祉サービス利用の満足度(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-16 障害福祉サービス等で不満に感じる点(18歳以上・未満共通、複数回答)



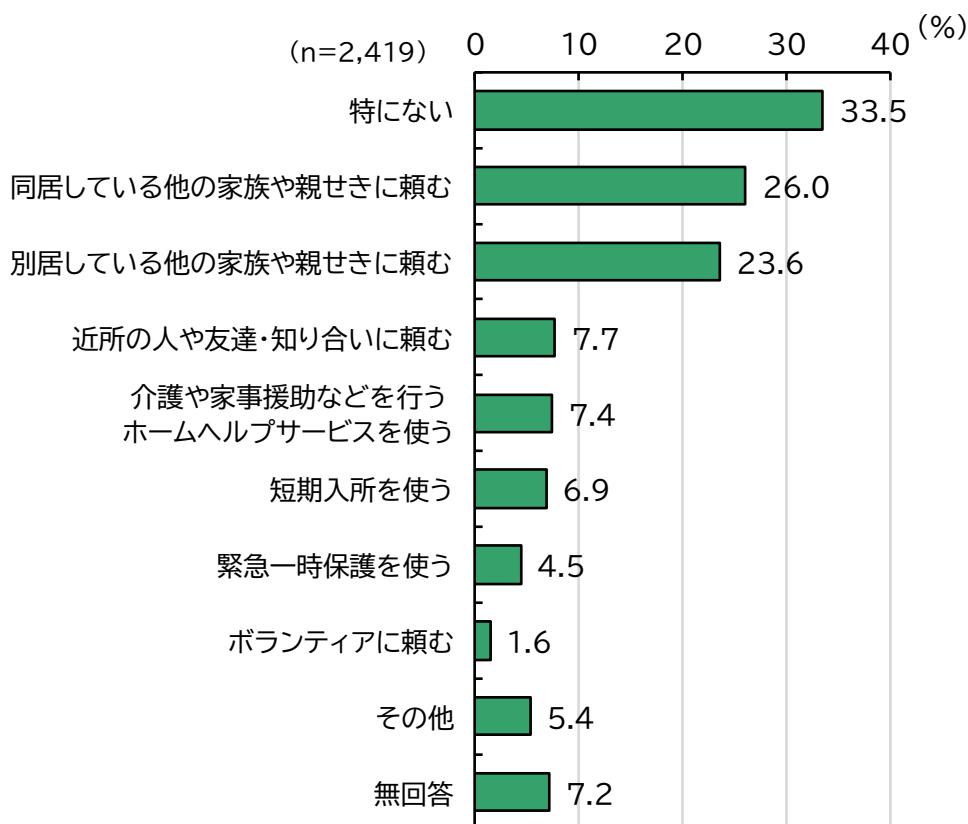
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

³ 「満足」は、実態調査結果のうち「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合です。また「不満」は、「不満である」と「やや不満である」を合わせた割合です。

課題 1-2 本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、緊急時等の支援体制の整備が求められています

- 実態調査結果によると、介助者や支援者が不在の時の対応方法として、「特にない」が最も多く 33.5%、次いで「同居している他の家族や親せきに頼む」が 26.0%、「別居している他の家族や親せきに頼む」が 23.6% となっています。また、「短期入所を使う」は 6.9%、「緊急一時保護を使う」は 4.5% となっています。障がい種別の傾向を見たところ、「精神」や「難病」において、「特にない」が多くなっていました。
- また、実態調査において、生活における不安や困っていることを尋ねたところ、21.7%が「親が亡くなった後の過ごし方」に不安を感じていました。特に、18 歳以上の「知的」「発達」では、5 割以上が「親なき後」に不安を感じていました。
- 推進会議においては、障がい特性や障がいの重度化等を踏まえ、緊急時の受入体制の充実が必要との意見がありました。

図表 2-17 介護者や支援者が不在の時の対応(18歳以上・未満共通、複数回答)

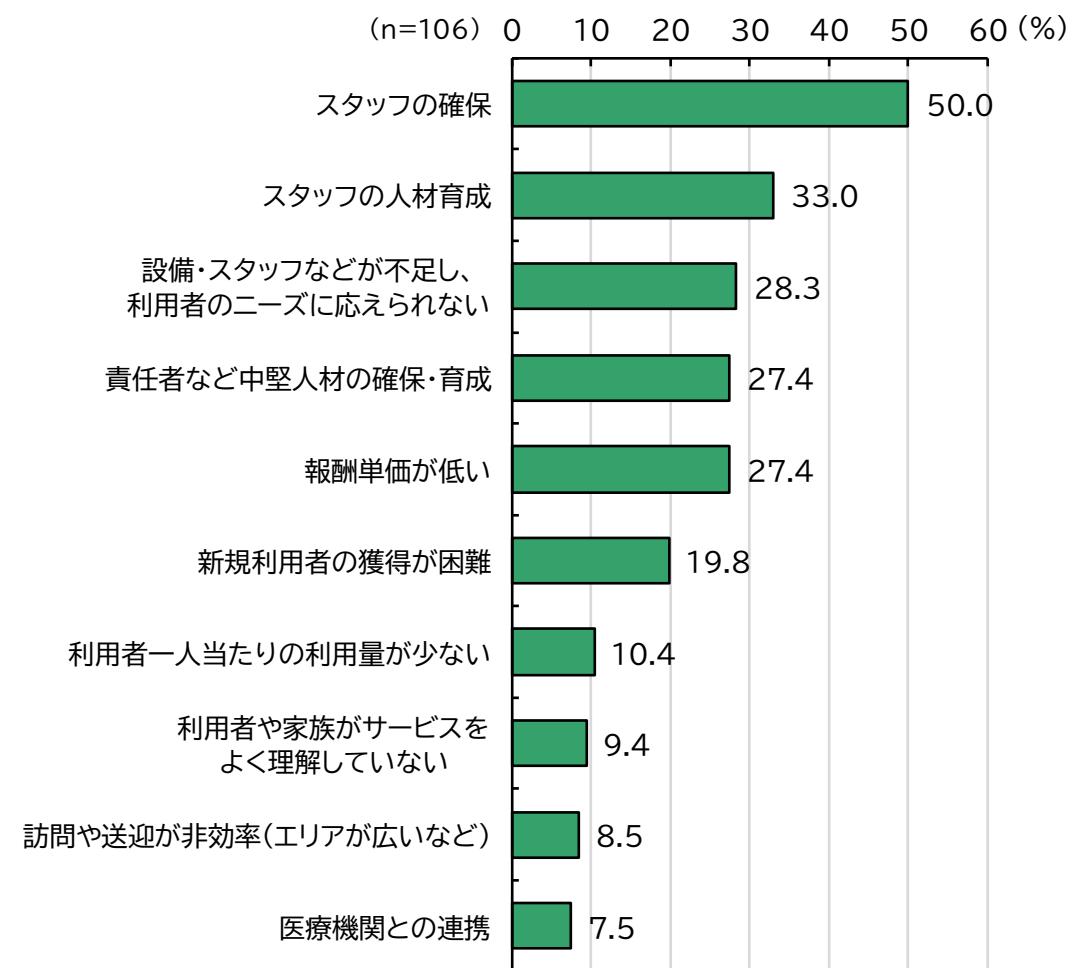


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 1-3 福祉人材の確保・育成・定着を支援し、サービスの質を向上させることが求められています

- 実態調査結果によると、障害福祉サービス等を提供する事業所が事業を運営する上での主要な課題として、「スタッフの確保」が 50.0%、「スタッフの人材育成」が 33.0%、「設備・スタッフなどが不足し、利用者のニーズに応えられない」が 28.3%、「責任者など中堅人材の確保・育成」が 27.4%となっています。
- 一方、実態調査において、サービス利用者である障がい者やその家族がサービス提供事業者へ望むことを尋ねたところ、「満足できるサービスを提供できる体制の確保(支援員を増やしてほしいなど)」が 25.7%、「施設の支援員、ホームヘルパーの質」が 17.2%となっていました。
- 推進会議においては、福祉人材に必要な能力を高める研修の充実を求める意見がありました。特に、世帯の抱える複合的な課題に対して、包括的な支援ができるように、分野を超えて連携できる研修等の充実の必要性が議論されていました。

図表 2-18 障害福祉サービス事業所が事業を運営する上での課題(事業所、3つまで複数回答)



※回答割合が高かった上位 10 位を抽出しています。

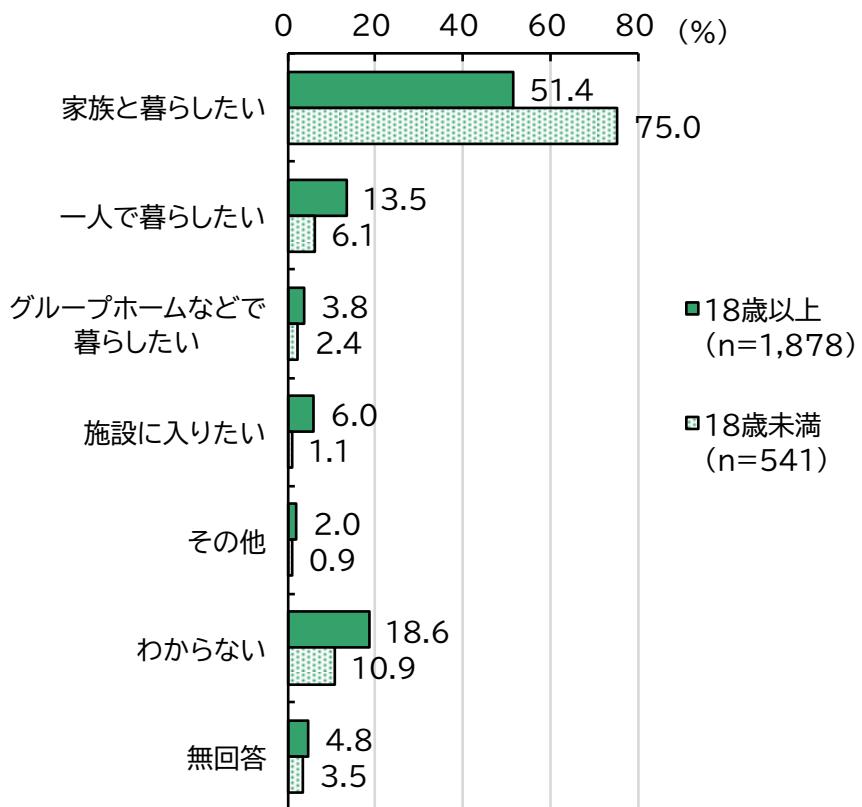
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

2 本人が望む暮らしの支援の充実に向けた課題

課題 2-1 本人が望む暮らし方の実現を地域で支える仕組みづくりが求められています

- 実態調査結果によると、将来(5~10 年後)に希望する暮らし方として、18 歳未満では「家族と暮らしたい」が 75.0% と非常に高くなっています。18 歳以上においては、「家族と暮らしたい」が 51.4% と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が 13.5% となっています。
- また、「グループホームなどで暮らしたい」が 3.8% と一定数を占めています。
- 18 歳以上の方々の将来の暮らし方の希望を障がい種別に見たところ、「精神」や「発達」では「一人で暮らしたい」が比較的多く、「知的」では「グループホームなどで暮らしたい」が比較的多くなっていました。
- また、一人暮らしをする場合、入所施設や病院から地域生活への移行をするときに不安に思うこととして、「困った時の相談場所」「日常生活を支援するサービス」「隣近所や地域の人との人間関係」が上位を占めていました。

図表 2-19 将来の暮らし方(18歳以上・未満共通、単一回答)



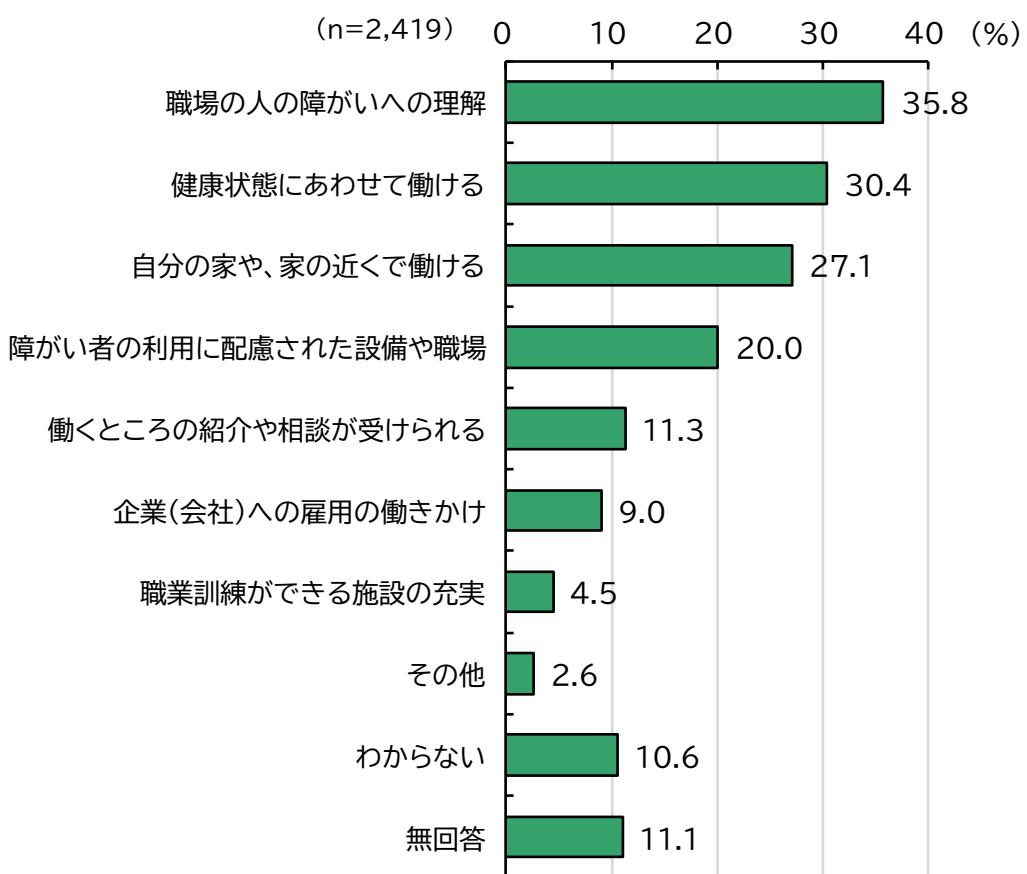
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

3 社会参加・社会活動の充実に向けた課題

課題 3-1 職場等における障がいへの理解を一層促進することが求められています

- 実態調査結果によると、障がい者が就労する上で大切だと思うこととして、「職場の人の障がいへの理解」が 35.8%、「健康状態にあわせて働ける」が 30.4%、「自分の家や、家の近くで働ける」が 27.1%などとなっています。
- 推進会議においては、障がいによっては健康状態等に波があるため、雇用する側の理解が不可欠との意見がありました。

図表 2-20 障がい者が就労する上で大切だと思うこと(18歳以上・未満共通、2つまで複数回答)

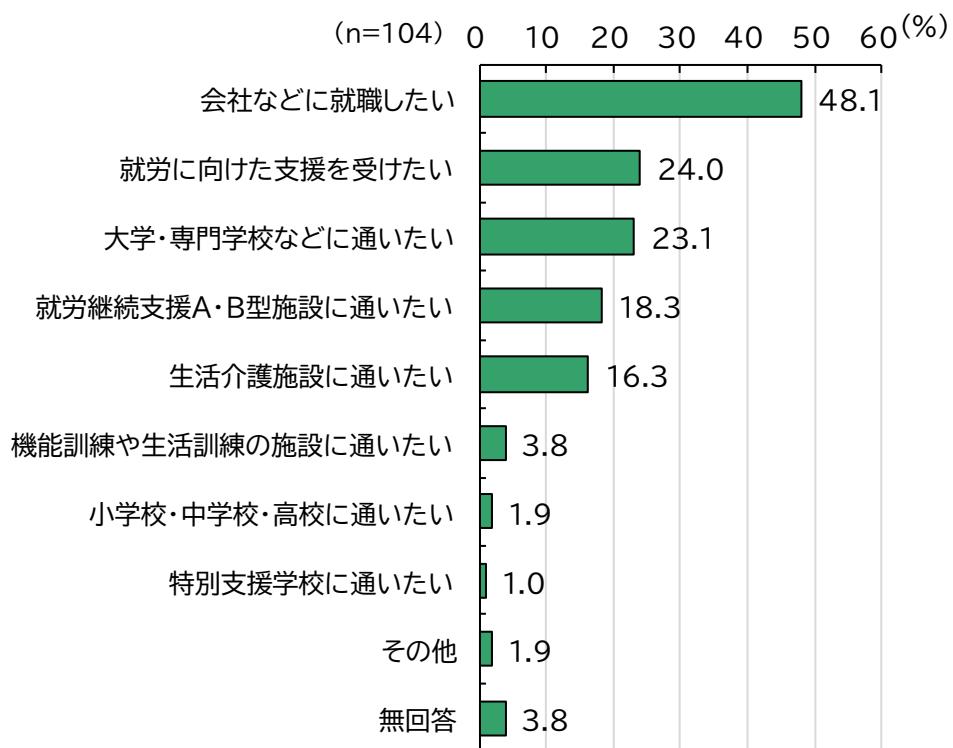


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 3-2 働くことを希望している人の就労と定着の支援が一層求められています

- 18 歳未満を対象とした実態調査において、今後(5 年後)の進路や生活設計をどのようにしたいかを尋ねたところ、15～17 歳の年齢層においては、「会社などに就職したい」が 48.1%、「就労に向けた支援を受けたい」が 24.0%などとなっています。
- 18 歳以上を対象とした実態調査において、平日の日中にどのように過ごしているかを尋ねたところ、18～64 歳の年齢層においては、「会社などで働いている、または、自分で商売などをしている」が最も多く 42.0%、次いで「働く練習や社会生活を学ぶために作業などをを行う施設に通っている」が 21.0%、「家において、特に何もしていない」が 14.8%などとなっています。
- また、平日の日中に「家において、特に何もしていない」理由を尋ねたところ、18～64 歳の年齢層においては、「障がいや病気のため」が 60.3%と最も多くなっていますが、「自分に合った仕事や職場がないため」が 19.1%、「仕事を探しても就労に結びつかないため」が 14.9%となっており、働くことを希望している人が一定数いることがわかります。

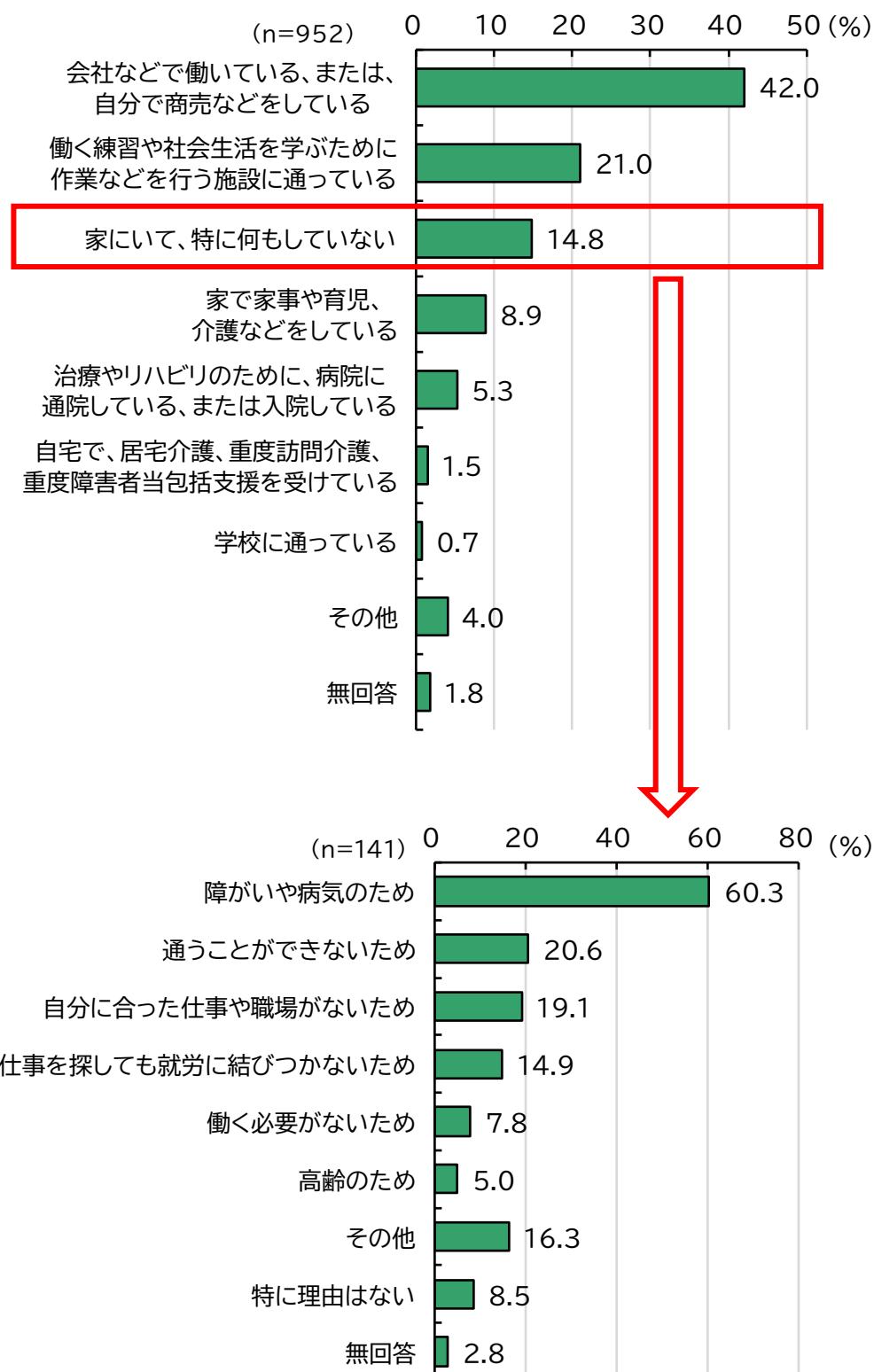
図表 2-21 今後の進路や生活設計の希望(18歳未満、3つまで複数回答)



※18 歳未満実態調査から、15～17 歳のみを抽出して集計しています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-22 平日の日中の過ごし方(上図、18歳以上、単一回答)と「家にいて、特に何もしていない」理由(下図、18歳以上、複数回答)



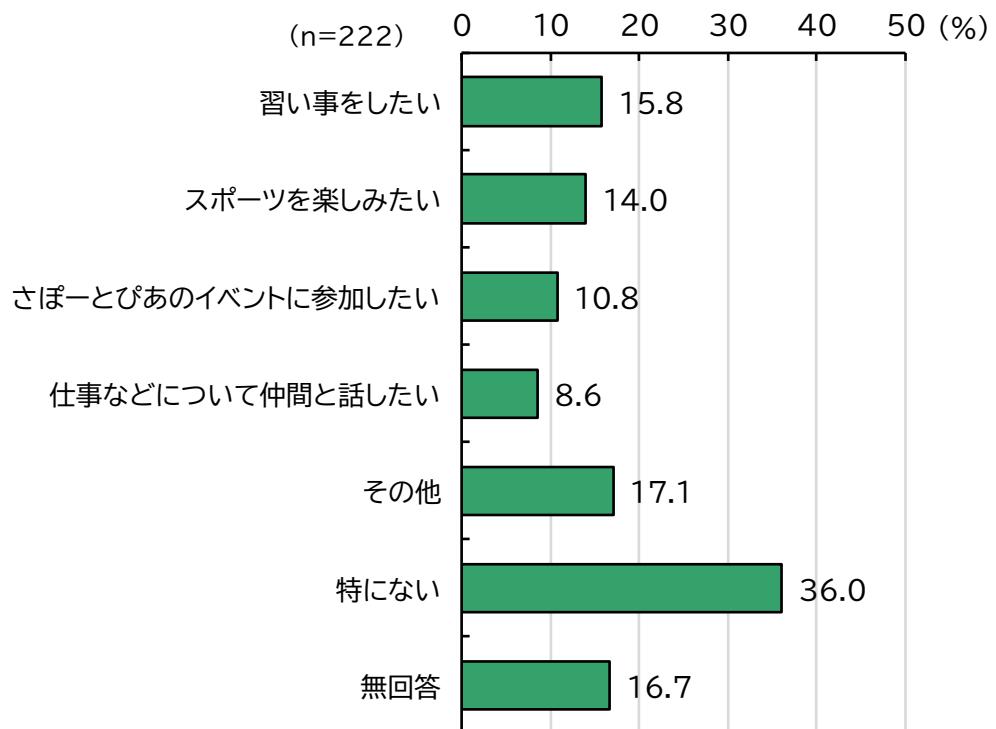
※18歳以上実態調査から、18～64歳のみを抽出して集計しています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 3-3 スポーツをはじめとした余暇活動等の機会・場の充実が求められています

- 実態調査結果によると、通所施設を利用した後に希望する過ごし方として、「特にない」を除くと、「習い事をしたい」が 15.8%、「スポーツを楽しみたい」が 14.0%、「さぽーとぴあのイベントに参加したい」が 10.8%などとなっています。
- また、実態調査において、さぽーとぴあで利用できるサービスのうち、どのようなサービスを利用したいかを尋ねたところ、18 歳未満では「障がい者スポーツを体験したい」が 22.4%、「ダンスや料理講座等に参加したい」が 20.3%などとなっていました。

図表 2-23 施設通所後に希望する過ごし方(18歳以上、複数回答)



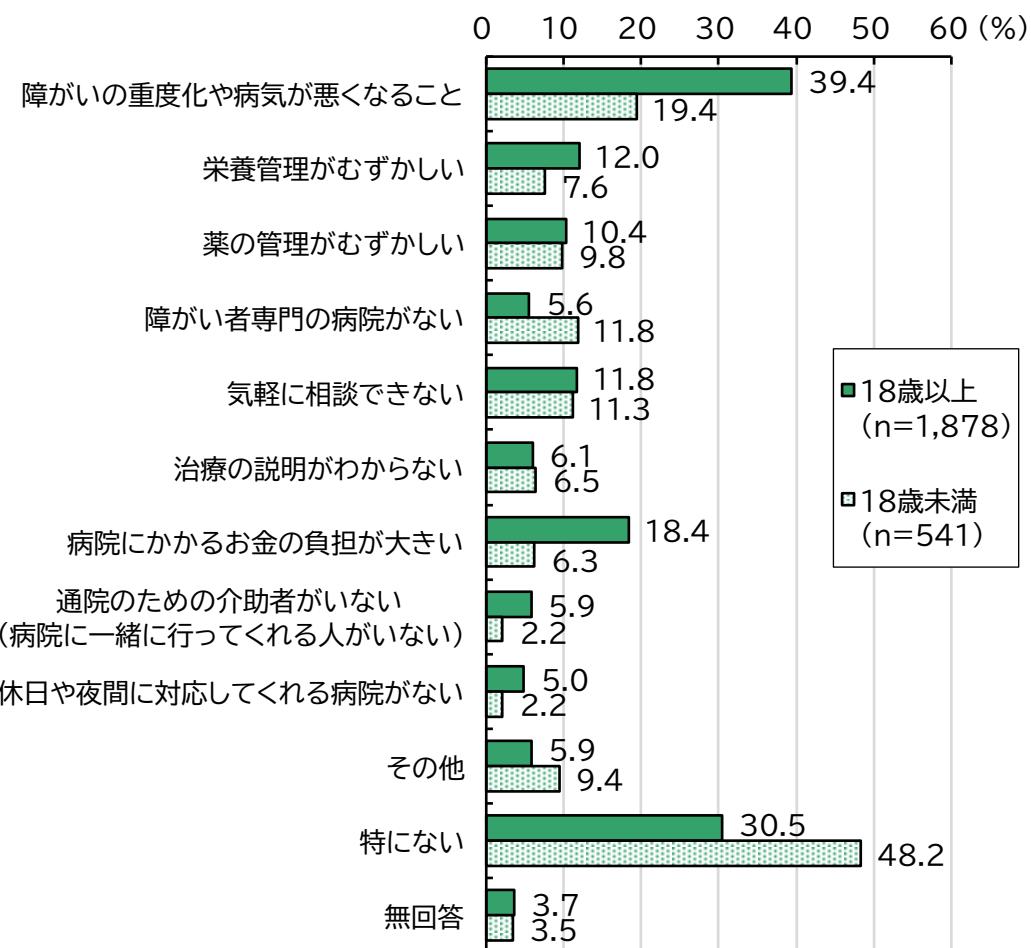
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

4 健康・医療体制の充実に向けた課題

課題 4-1 安心して相談・受診できる健康・医療体制の充実が求められています

- 実態調査結果によると、健康や医療に関する不安・困りごととして、「障がいの重度化や病気が悪くなること」が年齢を問わず最も多くなっています。18歳以上では、次いで「病院にかかるお金の負担が大きい」が18.4%、「栄養管理が難しい」が12.0%、「気軽に相談できない」が11.8%でした。18歳未満では、「障がい者専門の病院がない」が11.8%、「気軽に相談できない」が11.3%、「薬の管理が難しい」が9.8%と続いています。
- 推進会議においては、障がい者にとって健康管理が難しいこともあります、悪化するまで自覚しにくく、さらに病状を表現することも難しいため、安心して健康について相談でき、医療機関を受診できるような体制づくりが重要であるとの意見がありました。

図表 2-24 健康や医療に関する不安・困りごと(18歳以上・未満共通、複数回答)



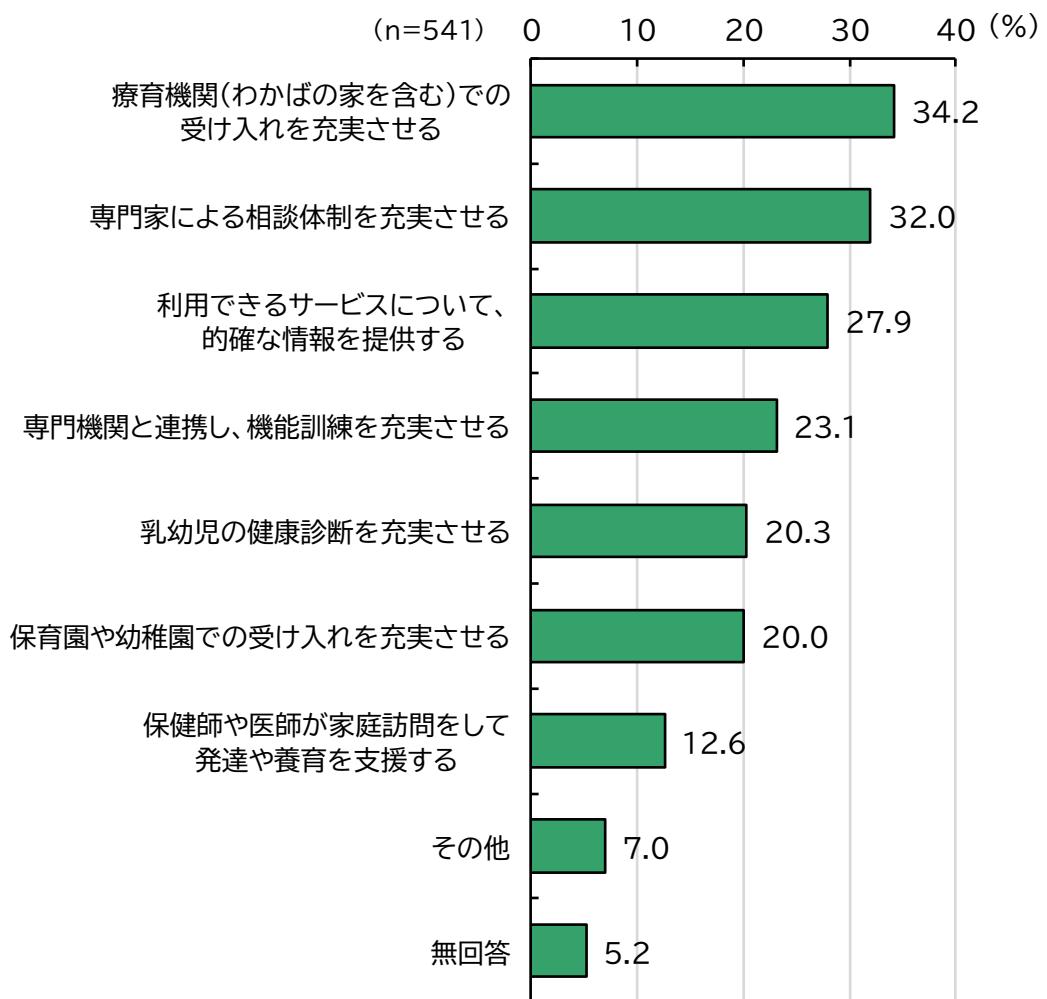
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

5 障がい児支援の充実に向けた課題

課題 5-1 早期発見・早期療育に向けた療育機関の充実が求められています

- 実態調査結果によると、障がいの早期発見・早期療育のために必要なこととして、「療育機関(わかいの家を含む)での受け入れを充実させる」が34.2%、「専門家による相談体制を充実させる」が32.0%などとなっています。

図表 2-25 障がいの早期発見・早期療育のために必要なこと(18歳未満、2つまで複数回答)

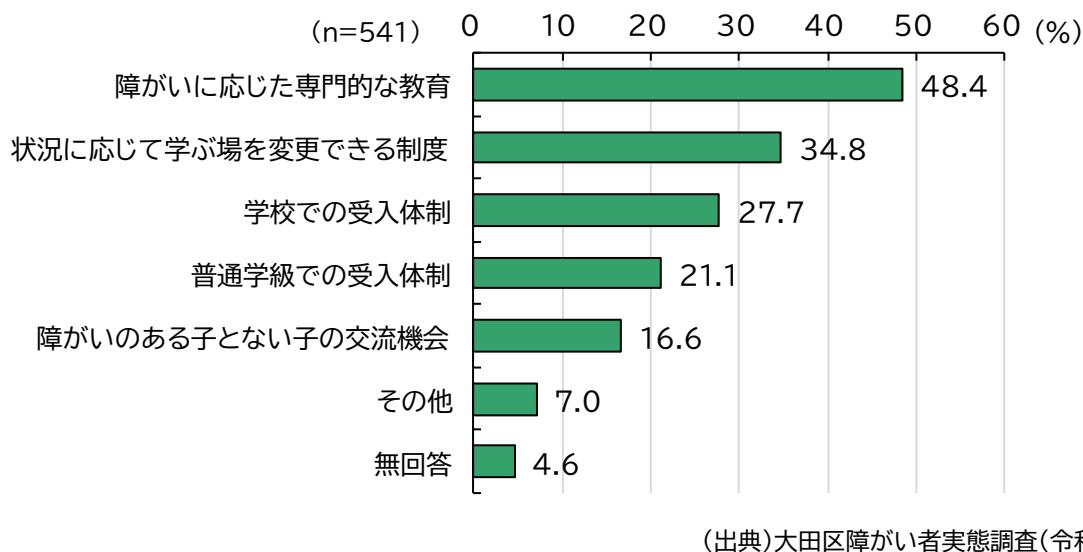


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 5-2 学齢期における教育支援体制の充実が求められています

- 実態調査結果によると、教育の場面で特に充実させてほしいこととして、「障がいに応じた専門的な教育」が 48.4%で最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」が 34.8%、「学校での受入体制」が 27.7%などとなっています。

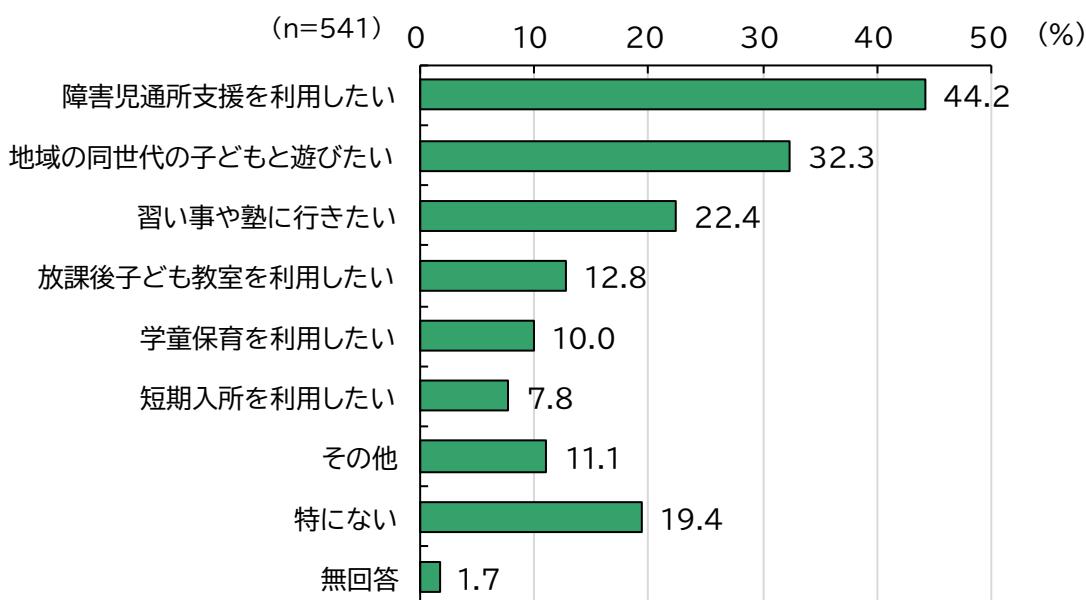
図表 2-26 教育の場面で特に充実させてほしいこと(18歳未満、2つまで複数回答)



課題 5-3 障害児通所支援等のサービスの一層の充実が求められています

- 実態調査結果によると、放課後や学校休業日などの過ごし方の希望として、「障害児通所支援を利用したい」が 44.2%と最も高くなっています。

図表 2-27 放課後や学校休業日などの時間の使い方についての希望(18歳未満、複数回答)



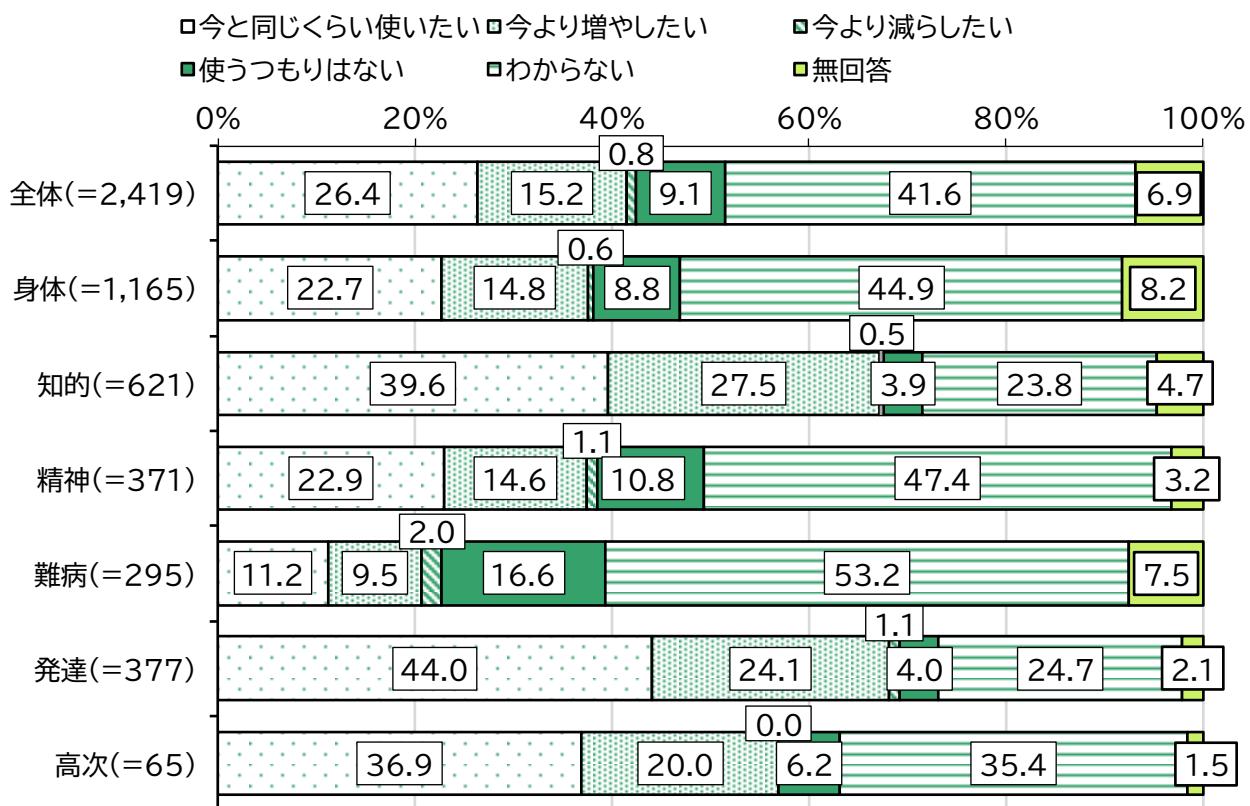
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

6 特性に応じた支援の充実に向けた課題

課題 6-1 多様なニーズに対し、特性に応じた支援の充実が求められています

- 実態調査結果によると、障がい種別の今後の障害福祉サービス等の利用意向については、「全体」で「今より増やしたい」とした割合が 15.2%となっています。障がい種別に「今より増やしたい」の割合をみると、「発達」で 24.1%、「高次」で 20.0%となっており、「全体」よりも高くなっています。
- 発達障がいについては、推進会議において、発達障がい児のケアに加えて、大人になってから診断名が明らかになった場合にも専門的な支援を受けられるよう、医療、教育、労働などの関係機関が連携し、切れ目のない支援の充実が必要との意見がありました。
- 高次脳機能障がいについては、要介護・要支援の認定を受けている割合が高いことから、推進会議において、介護保険事業所と連携した支援の充実が必要との意見がありました。

図表 2-28 今後のサービス利用意向(18歳以上・未満共通、単一回答)



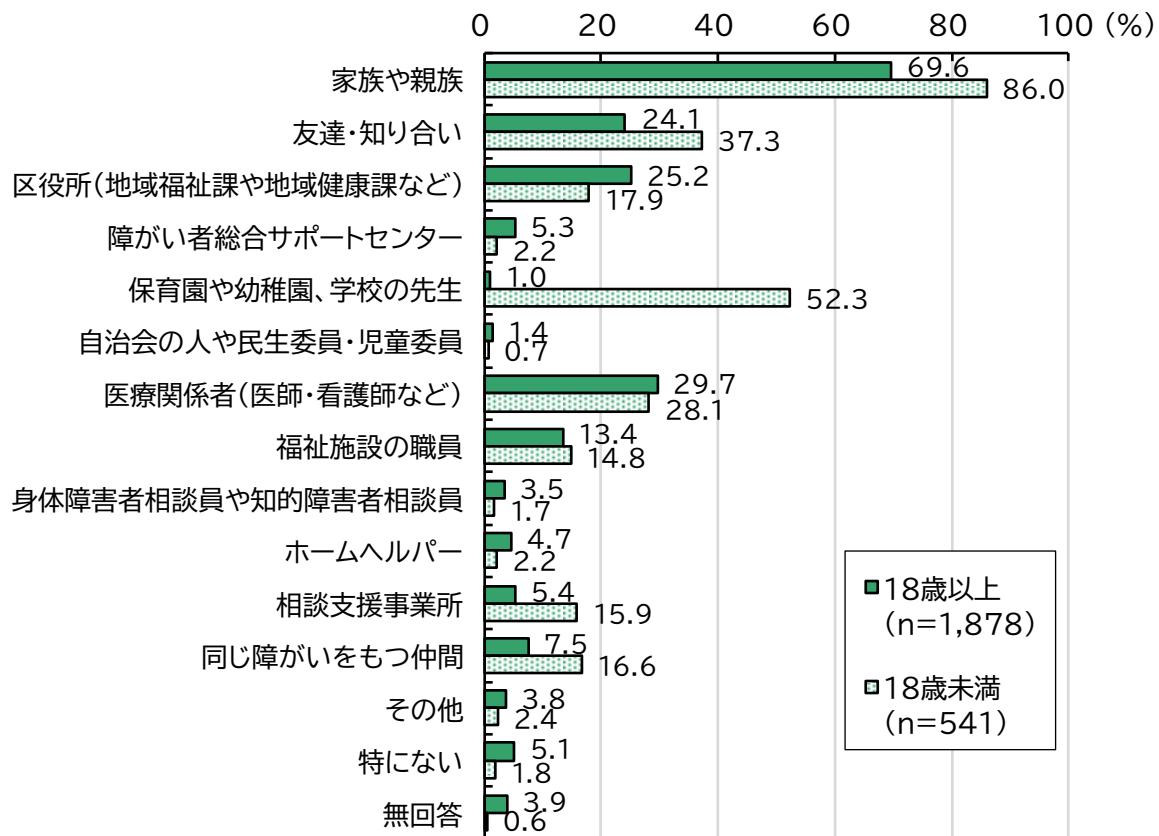
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

7 相談支援体制の充実に向けた課題

課題 7-1 多様な関係機関が連携し、相談支援体制を充実させていくことが求められています

- 実態調査結果によると、相談先や相談する人として、年齢を問わず「家族や親族」が最も多くなっています。そのほか、18歳以上では「医療関係者」が29.7%、「区役所」が25.2%、「福祉施設の職員」が13.4%などとなっています。一方、18歳未満においては、「保育園や幼稚園、学校の先生」が52.3%、「医療関係者」が28.1%となっているほか、「区役所」が17.9%、「同じ障がいをもつ仲間」が16.6%、「相談支援事業所」が15.9%などとなっています。このように相談先は、行政機関、医療機関、教育・保育機関、相談支援事業所、福祉施設など、分野を超えて多様化しており、相互の連携が求められています。
- 推進会議では、「家族や親族」が最も多いという結果について、親なき後等を見据えて、困った時に頼れる場の確保が重要との意見がありました。また、障がい者と要介護の親など、複合的な課題を抱えているケースへの対応も考慮し、多くの相談機関が共有できる「相談支援シート」など、相談支援機関が連携していくために必要な具体的なツールの開発・検討が必要との意見もありました。

図表 2-29 相談先や相談する人(18歳以上・未満共通、複数回答)



課題 7-2 障がいに応じたわかりやすい情報発信が求められています

- 実態調査において、情報を入手する上で困ることを尋ねたところ、全体では、「どこから情報を得ればよいかわからない」が38.1%で最も多く、次いで「情報の内容が難しい、わかりにくい」が22.2%となっています。
- 障がい種別にみると、「精神」や「発達」においては、「どこから情報を得ればよいかわからない」が比較的多くなっています。また、「知的」や「発達」などにおいては、「情報の内容が難しい、わかりにくい」が多くなっています。

図表 2-30 情報を入手する上で困ること(18歳以上・未満共通、複数回答)

(単位:%)

	どこから情報を得ればよいかわからない	情報の内容が難しい、わかりにくい	点字版や録音テープ、音声コードなどによる情報提供が少ない	パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない
全体(n=2,419)	38.1	22.2	1.4	10.9
身体(n=1,165)	36.1	16.3	1.7	12.6
知的(n=621)	39.1	33.3	1.3	13.0
精神(n=371)	46.4	30.2	1.6	10.0
難病(n=295)	28.8	21.0	1.4	10.2
発達(n=377)	51.5	33.2	1.6	6.1
高次(n=65)	38.5	27.7	1.5	13.8

	パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない	その他	特に困っていない	無回答
全体(n=2,419)	11.0	3.7	36.5	7.0
身体(n=1,165)	14.0	3.5	39.1	7.5
知的(n=621)	9.0	4.8	29.8	8.2
精神(n=371)	10.2	5.9	31.8	3.2
難病(n=295)	10.2	1.7	45.4	6.1
発達(n=377)	4.2	7.4	28.4	3.7
高次(n=65)	16.9	7.7	32.3	7.7

※障がい種別に見たときに「全体」の割合よりも5ポイント以上大きい場合に網掛けをしています。

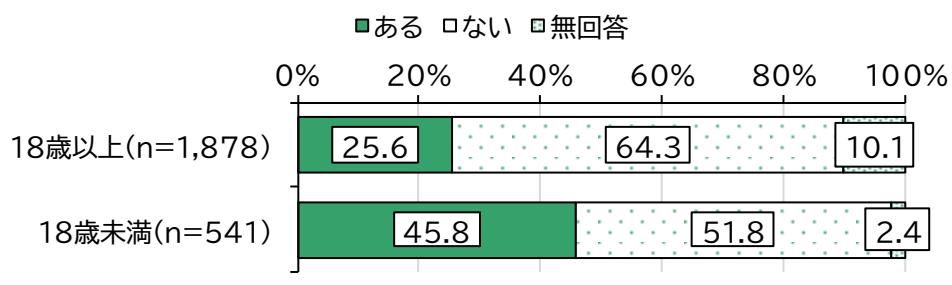
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

8 障がい者理解の促進に向けた課題

課題 8-1 あらゆる世代の理解啓発やあらゆる分野における合理的配慮が一層求められています

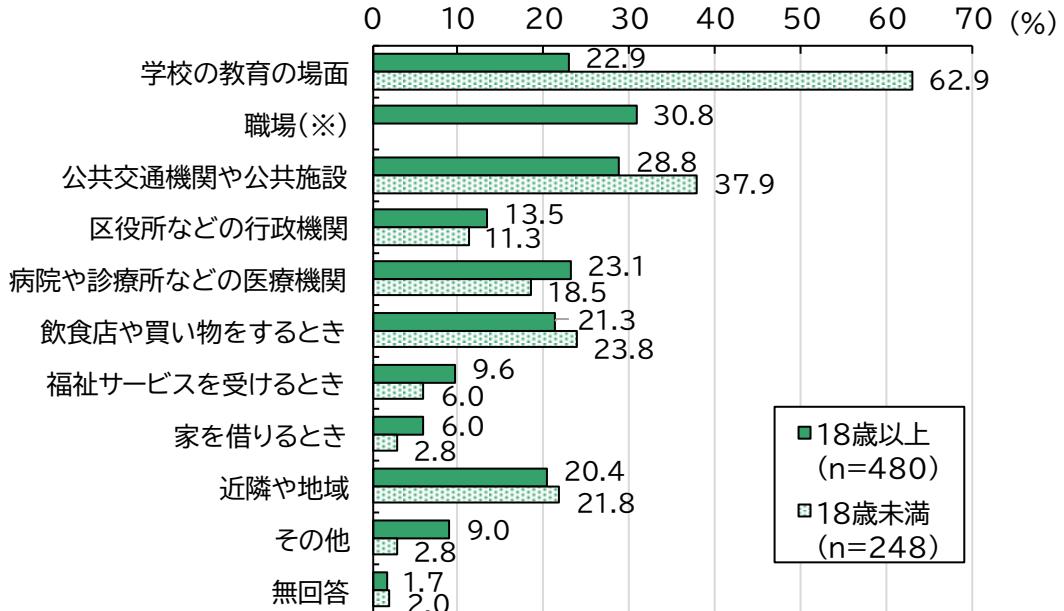
- 実態調査結果によると、差別を感じた経験がある人の割合は、18歳以上で25.6%、18歳未満で45.8%となっています。
- また、実態調査において、差別を感じた場所や場面を尋ねたところ、18歳以上では「職場」が30.8%、「公共交通機関や公共施設」が28.8%、「病院や診療所などの医療機関」が23.1%などとなっています。また、18歳未満では、「学校の教育の場面」が62.9%、「公共交通機関や公共施設」が37.9%、「飲食店や買い物をするとき」が23.8%などとなっています。

図表 2-31 差別を感じた経験の有無(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-32 差別を感じた場面(18歳以上・未満共通、複数回答)



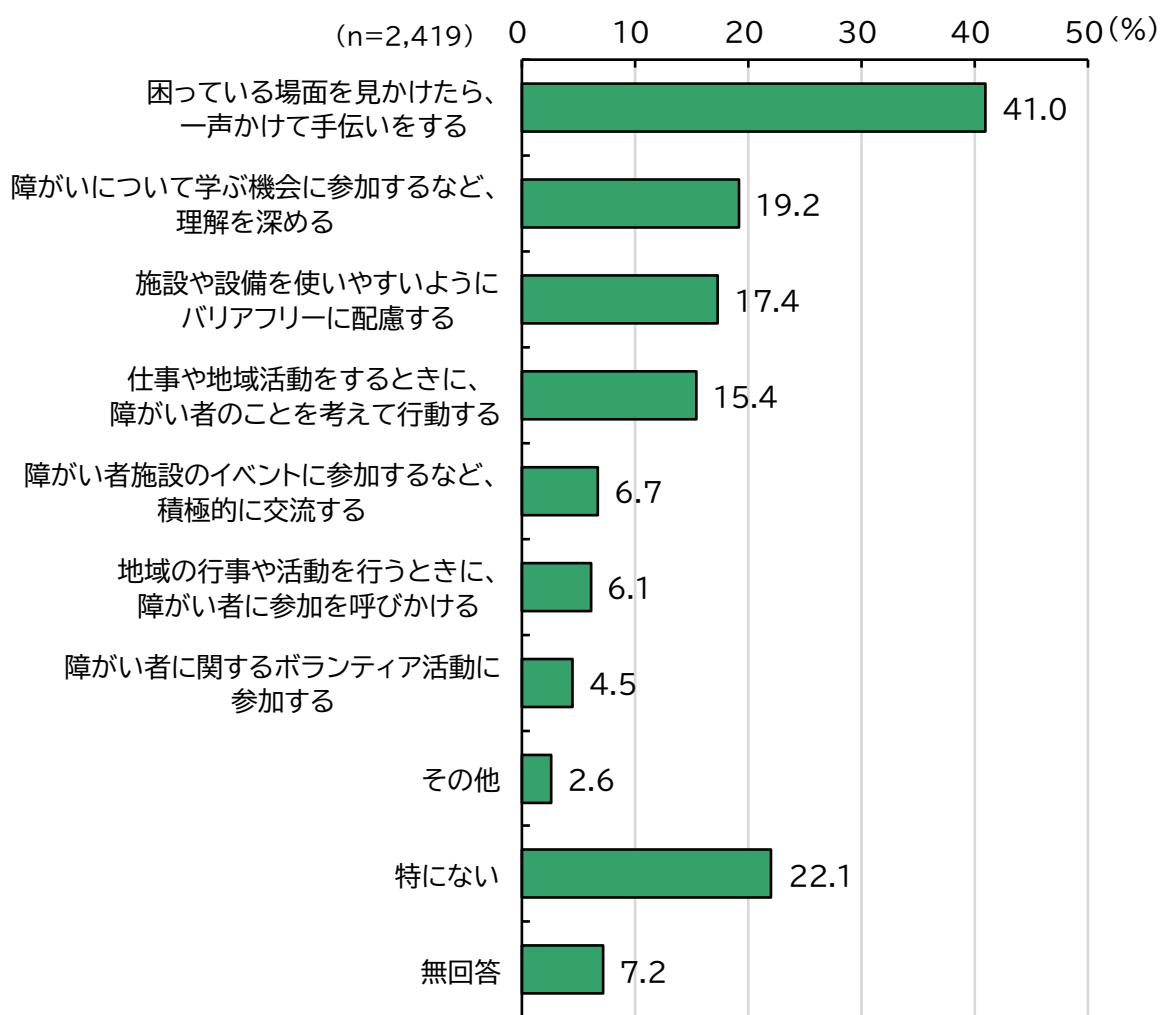
※18歳未満に「職場」の選択肢を設定していません。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 8-2 区民や地域を対象とした障がい理解の一層の普及・啓発が求められています

- 実態調査において、どのようなことを地域の人にしてほしいと思うかを尋ねたところ、「困っている場面を見かけたら、ひと声かけて手伝いをする」が最も多く 41.0%、「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」が 19.2%、「施設や設備を使いやすいようにバリアフリーに配慮する」が 17.4%、「仕事や地域活動をするときに、障がい者のことを考えて行動する」が 15.4%となっています。

図表 2-33 地域の人にしてほしいと思うこと(18歳以上・未満共通、複数回答)



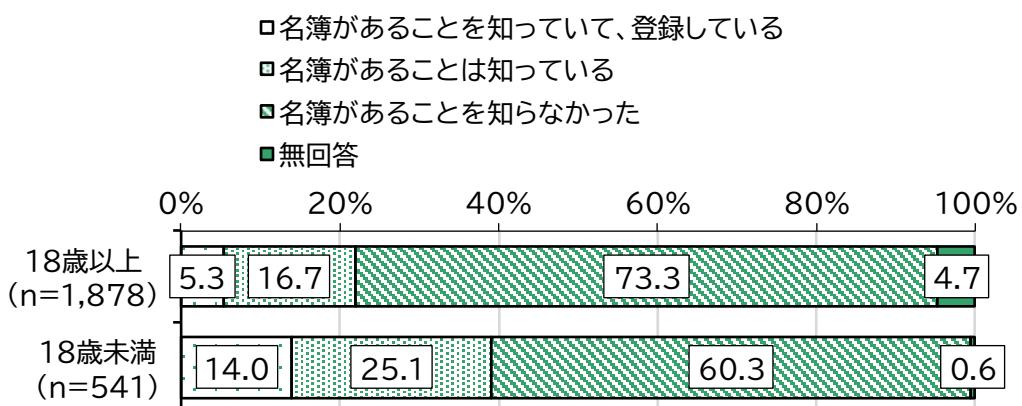
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

9 災害・防犯対策における課題

課題 9-1 防災・防犯対策のため、相互支援体制を充実させていくことが求められています

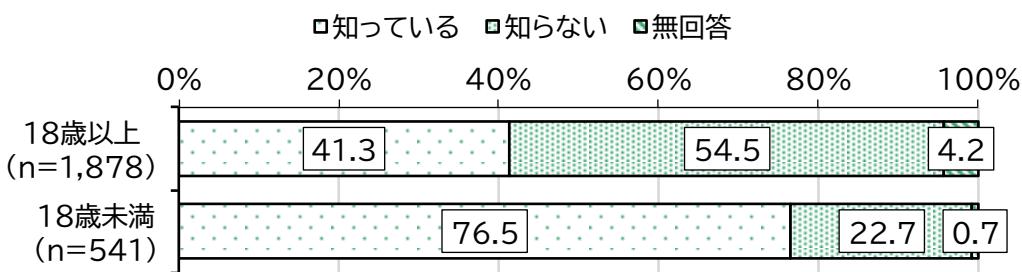
- 実態調査結果によると、災害時の「避難行動要支援者名簿」について、「名簿があることを知らなかった」とした割合は、18歳以上で73.3%、18歳未満で60.3%となっています。また、ヘルプカード(たすけてねカード)について、「知らない」とした割合は、18歳以上で54.5%、18歳未満で22.7%となっています。
- 推進会議においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自宅避難に対する支援のあり方や、自助・共助の観点から災害や感染症への対策を学ぶ・知る機会を創出する必要性が議論されました。
- また、新型コロナウイルス感染症への不安に乘じた詐欺などの犯罪が起きていることを受け、推進会議においては、警察との連携による防犯対策の充実が必要との意見がありました。

図表 2-34 災害時等の避難行動要支援者名簿の認知度(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

図表 2-35 「ヘルプカード(たすけてねカード)」の認知度

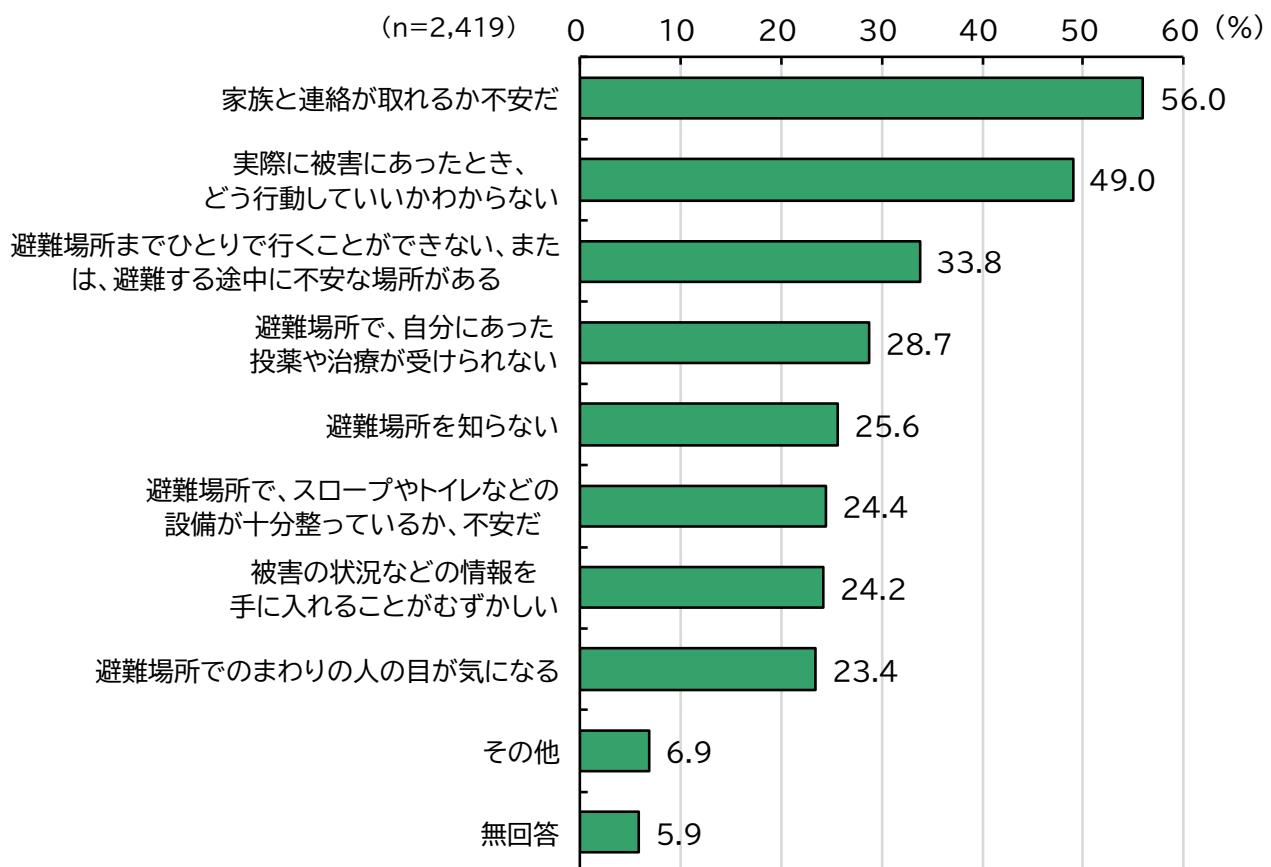


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 9-2 障がい特性に応じた災害避難所の充実が求められています。

- 実態調査において、災害があったときに困ることや不安に思うことを尋ねたところ、全体としては「家族と連絡が取れるか不安だ」が 56.0%、「実際に被害にあったとき、どう行動していいかわからない」が 49.0%、「避難場所までひとりで行くことができない、または、避難する途中に不安な場所がある」が 33.8%などとなっており、災害対策のための相互支援体制の充実が求められています。
- 一方で、障がい種別にみると、「精神」や「難病」では「避難場所で、自分にあった投薬や治療が受けられない」が、「知的」や「精神」「発達」では「避難場所での周りの人の目が気になる」が上位に挙がっていました。
- 推進会議においては、障がい特性によっては避難所において大勢の避難者とともに過ごすことが困難な場合があるため、特性への配慮が必要との意見がありました。

図表 2-36 災害があったときに困ることや不安に思うこと(18歳以上・未満共通、複数回答)



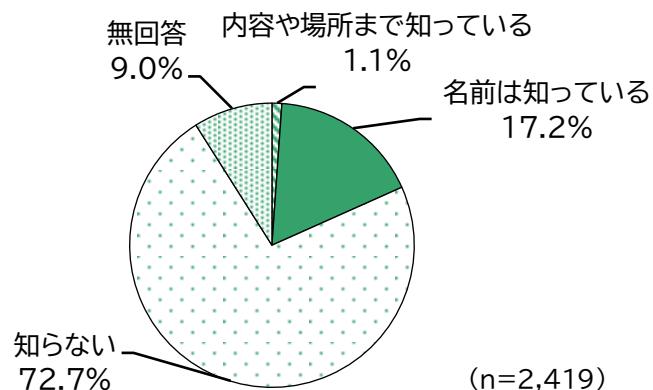
(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

10権利を守るまちづくりの推進に向けた課題

課題 10-1 障がい者の権利を守る取組みが引き続き求められています

- 実態調査において、障がい者へ「障害者虐待防止センター」の認知度を尋ねたところ、「知らない」とした割合は 72.7%となっています。
- また、実態調査において、障害福祉サービス事業所に対して、これまで虐待に対応した経験があるかどうかを尋ねたところ、21.7%が「ある」と回答していました。

図表 2-37 障害者虐待防止センターの認知度(18歳以上・未満共通、単一回答)

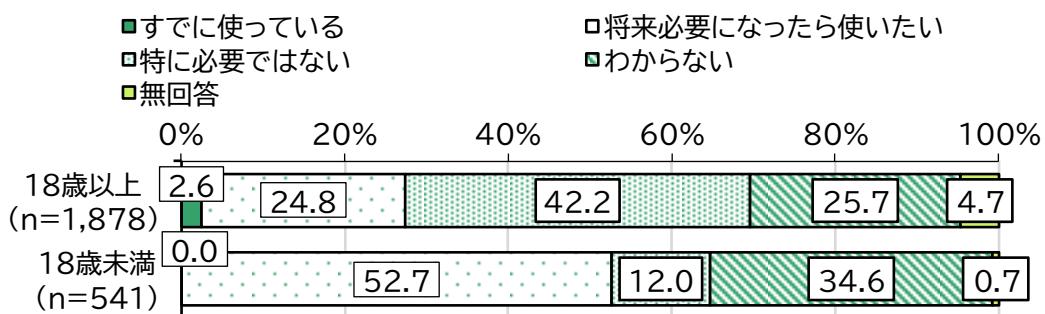


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 10-2 障がい者の意思決定や財産管理を支援する取組みが求められています

- 実態調査結果によると、成年後見制度を「将来必要になったら使いたい」と考えている割合が、18歳以上では 24.8%、18歳未満では 52.7%でした。
- 推進会議においては、障がい者の高齢化が進む中、成年後見制度の利用促進が求められており、制度の定着に向けた啓発が必要であるとの意見がありました。

図表 2-38 成年後見制度の利用意向(18歳以上・未満共通、単一回答)

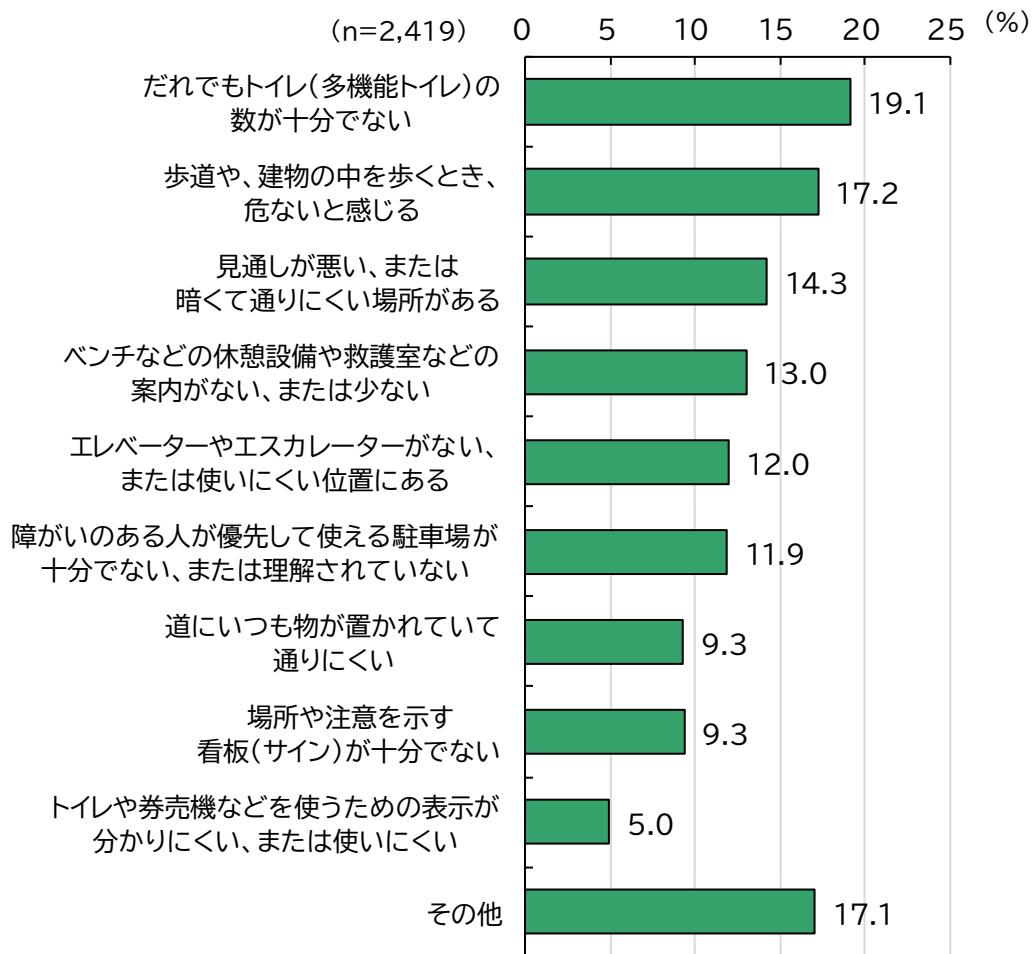


(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

課題 10-3 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることができます

- 実態調査において、公共の施設などについて改善してほしいと感じるところを尋ねたところ、「だれでもトイレ(多機能トイレ)の数が十分でない」が最も多く 19.1%、次いで「歩道や、建物の中を歩くとき、危ないと感じる」が 17.2%、「見通しが悪い、または暗くて通りにくい場所がある」が 14.3%などとなっています。

図表 2-39 公共施設等で改善してほしいこと(18歳以上・未満共通、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和元年度)

第3章 計画のめざす姿

1 基本理念

障がい者が
地域で自分らしく
安心して暮らせるまちをつくります

大田区基本構想では、将来像の実現に向けた「子育て・教育・保健・福祉」領域の基本目標として「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」、障がい分野に関する個別目標として「誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります」を掲げています。

また、地域福祉計画では、基本理念として「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を掲げています。これは、地域共生社会の実現に向けて、大田区に暮らす人々が、地域社会の一員として、安心してその人らしく、充実した生活が送れるように、また、区民、地域活動団体、社会福祉法人、区内事業者、区が協力し、地域力を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決することを目指したものです。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」とします。この理念は、障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らせる包摂型の社会を目指して設定したものです。

2 基本理念の実現に向けて

(1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を展開していきます。

基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち

障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの強みや個性を生かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らすことを目指します。

多様なニーズに応じたサービスの質・量の確保に取り組むとともに、就労や余暇活動、保健・医療、教育、保育等の各分野が連携した支援など、自分らしい暮らしの実現に向けた取組みを推進していきます。

基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支えあって認め合いながら暮らすることを目指します。

日常生活における様々な悩みや不安を気軽に相談できる体制づくり、地域のネットワークによる連携した支援、障がいを理由とする差別の解消、地域との交流促進など、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、災害や犯罪等から自らを守ることができ、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に暮らすことを目指します。

災害時に備えた自助・共助・公助の取組みに加え、障がい者虐待の防止、成年後見制度の利用支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、安全・安心で快適な暮らしの実現に向けた取組みを推進していきます。

(2) 取組みの横断的な視点

計画の推進に当たっては、次の3つの視点に基づき取組みを進めています。

視点1 複合課題に取り組む包括的な支援

障がい者と要介護の親の世帯への支援など、ニーズが多様化・複雑化していることを踏まえると、各分野の枠を超えた包括的な支援が求められています。

一人ひとりの課題に応じたきめ細かい支援を実現するためには、支援を必要とする障がい者にとどまらず、その世帯が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、包括的に支援するための連携体制を構築することが重要です。

視点2 「地域力」による支援と共生の地域づくり

区では従来より「地域力」を積極的に活用し、障がい者が暮らし続けられる地域づくりを進めてきました。地域生活課題が複雑化・多様化する中には、地域の方々が地域の個々の課題に気づき、適切な支援につなげることが大切となります。そのため、地域福祉計画では「支えあい」、「気づき・見守り・つなぐ」、「地域づくり」、「社会貢献活動」の4つの観点から、支援と共生の地域づくりを進めることとしています。

障がい者施策の推進に当たっても、障がい者、家族、関係団体に加えて、地域住民、地域の様々な活動団体、自治会や町会、社会福祉法人や区内事業者など多様な主体と区との連携・協働による取組みを進めています

視点3 新たな取組みの導入

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国では「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ実践していくことが求められています。

厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例では、身体的距離の確保やマスクの着用、こまめな手洗い・消毒の実施、3密(密集、密接、密閉)の回避等の基本的な感染対策をはじめ、日常生活の各場面別(買い物、食事等)の生活様式や、働き方の新しいスタイルが挙げられています。

今後は、地域共生社会の考え方が広がりを見せることも予想され、区を取り巻く情勢を予測しながら新たな生活様式にも対応する、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、状況分析力に基づく事業の再構築や開発を継続して行うことで、新たな取組みの導入を積極的に推進していきます。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

基本目標※	施策目標※	個別施策	掲載ページ
基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち	1-1 障害福祉サービス等の充実	1-1-1 日中活動の場の整備	
		1-1-2 緊急時の受入体制の充実	
		1-1-3 サービスの質の確保・向上	
	1-2 希望する暮らしの実現	1-2-1 居住の場の確保・充実	
		1-2-2 地域生活移行支援の充実	
	1-3 社会参加・社会活動の充実	1-3-1 就労支援の充実	
		1-3-2 余暇活動の充実	
	1-4 保健・医療の充実	1-4-1 保健・医療の充実	
	1-5 障がい児支援の充実	1-5-1 教育の充実	
		1-5-2 保育の充実	
基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち	1-6 特性に応じた支援	1-6-1 高次脳機能障がい者支援の充実	
		1-6-2 発達障がい者支援の充実	
	2-1 相談支援体制の充実	2-1-1 相談支援の充実	
		2-1-2 地域ネットワークの充実	
基本目標3 安全・安心に 暮らせるまち	2-2 障がいへの理解促進	2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進	
		2-2-2 地域との交流の充実	
		3-1-1 災害時相互支援体制の整備	
	3-1 災害・犯罪への対策	3-1-2 福祉避難所の体制整備	
		3-1-3 防犯対策の充実	
		3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	
	3-2 権利を守るまちの実現	3-2-2 成年後見制度利用支援の充実	
		3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	

※前期計画から、社会状況の変化等を踏まえ、基本目標の文言を一部変更しています。また、効果的な進捗管理等を目的として新たに施策目標を設定し、合わせて個別施策の並び順の整合性を図っています。

基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

基本目標

基本目標1

自分らしく
いきいきと
暮らせるまち

基本目標2

認めあい
つながり
暮らせるまち

基本目標3

安全・安心に
暮らせるまち

施策目標

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-2 希望する暮らしの実現

1-3 社会参加・社会活動の充実

1-4 保健・医療の充実

1-5 障がい児支援の充実

1-6 特性に応じた支援

2-1 相談支援体制の充実

2-2 障がいへの理解促進

3-1 災害・犯罪への対策

3-2 権利を守るまちの実現

個別施策	主な取組みの例
1-1-1 日中活動の場の整備	区立施設の機能見直し・強化、民間事業者による施設等整備の支援
1-1-2 緊急時の受入体制の充実	短期入所事業の充実
1-1-3 サービスの質の確保・向上	福祉人材の確保・育成・定着支援、指導検査等の実施、 福祉サービス第三者評価の受審促進
1-2-1 居住の場の確保・充実	障がい者グループホームの整備支援、 障がい者グループホーム連絡会の開催、居住支援協議会の開催
1-2-2 地域生活移行支援の充実	アウトリーチ支援事業の推進、 退院後支援ガイドライン対応事業の推進
1-3-1 就労支援の充実	就労支援ネットワークの推進、 生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)の取組み
1-3-2 余暇活動の充実	余暇活動の機会や場の提供、障がい者スポーツの推進
1-4-1 保健・医療の充実	精神保健福祉地域支援推進会議の開催、難病対策地域協議会の開催、 医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催
1-5-1 教育の充実	幼児教育の振興、就学・教育相談の充実、特別支援教育の充実
1-5-2 保育の充実	統合保育の充実、学童保育室での受入体制の充実
1-6-1 高次脳機能障がい者支援の充実	高次脳機能障がい支援ネットワークの推進、 高次脳機能障がいの理解啓発の推進
1-6-2 発達障がい者支援の充実	乳幼児健康診査等の実施、発達支援ネットワークの推進、 発達障がいの理解啓発の推進
2-1-1 相談支援の充実	相談支援体制の充実・強化、ピアソポーター・相談員等の活動推進
2-1-2 地域ネットワークの充実	地域ネットワークの推進、自立支援協議会の開催
2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい者差別解消支援地域協議会の開催、 障がい者差別解消のための啓発活動の推進、合理的配慮の推進
2-2-2 地域との交流の充実	理解促進事業の実施、地域交流事業の実施
3-1-1 災害時相互支援体制の整備	要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進、 災害時相互支援意識の普及啓発
3-1-2 福祉避難所の体制整備	福祉避難所の運営等検証
3-1-3 防犯対策の充実	福祉施設等の安全体制の確保、特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進
3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	障がい者虐待防止のための啓発活動の推進、障がい者虐待への対応実施
3-2-2 成年後見制度利用支援の充実	権利擁護検討支援会議、成年後見制度利用促進のための協議会、 老いじたくへの支援～親あるうちの備え～
3-2-3 ユニバーサルデザインの まちづくりの推進	地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進、 心のバリアフリーの促進

2 個別施策

個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組み内容等を掲載しています。

個別施策ページの見方は、以下の通りです。

基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らせるまち

施策目標1-1 障害福祉サービス等の充実

(1) 日中活動の場の整備

施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方の増加や、ニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス等の量的な充実が必要です。また、医療的ケアが必要な方や重度の障がいがある方にも利用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等の確保や機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
区立施設の機能見直し・強化	特別支援学校の卒業生等が利用する日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、区立障がい者施設の機能を見直し、拡充・強化を図ります。	障害福祉課
民間事業者による施設等整備の支援	区内で新規に障がい者施設等を開設する事業者に対し、相談及び助言を行い、整備を支援します。また、既存の建物や公有地の有効活用など、効果的かつ計画的な施設整備を検討します。	障害福祉課

(2) 緊急時の受入体制の充実

施策の方向性

障がいの重度化や、本人や介助者、支援者の高齢化等を踏まえ、介助者や支援者が不在の際や緊急時にも、安心して頼れる場所を確保していくことが必要です。

そこで、短期入所事業の充実を図るとともに、既存の社会資源を有効活用するなど様々な観点から検討を行っていきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
短期入所事業の充実	緊急時に安心して頼れる場の確保に向けて、既存の社会資源の有効活用など様々な観点から検討します。	障害福祉課

(3) サービスの質の確保・向上

施策の方向性

本人や家族の高齢化、障がいの重度化、家族や支援者への支援など、個別の状況への対応の必要性が高まる中、サービスの質の確保・向上を図るためにには、福祉人材を確保するとともに、多様なニーズに対応できる人材を育成し、長く働く環境を作っていくことが重要です。

そこで、人材確保・育成・定着に向けた支援を行うとともに、サービスの質を確保していくための指導の充実や第三者評価の導入を推進していきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
福祉人材の確保・育成・定着支援	区内の障がい福祉従事者の実態把握に努め、人材確保及び育成、定着の支援に取り組みます。また、新たに「(仮称)大田区福祉人材センター」の機能を設置し、大田区版地域共生社会の実現に向けた福祉人材の確保・育成・定着に取り組んでいきます。	福祉管理課、 障害福祉課、 障がい者総合サポートセンター
指導検査等の実施	事業者の指導検査を実施し、適正な事業運営のための支援を行います。また、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行います。	福祉管理課
福祉サービス第三者評価の受審促進	福祉サービスについて第三者である評価機関がサービスの内容や経営などを評価することによって、事業者自らのサービス向上を促すため、福祉サービス第三者評価の受審勧奨及び受審費用の補助を実施します。	障害福祉課

施策目標1-2 希望する暮らしの実現

(1) 居住の場の確保・充実

施策の方向性

家族と暮らし続けたいという方のほか、グループホームで暮らしたい方や一人暮らしをしたい方など、住まい方に対するニーズは多様化しています。加えて、入所施設や精神科病院からの地域移行等へのニーズに対応することも求められています。そのため、本人が望む暮らし方を地域で支える仕組みづくりが求められています。

そこで、グループホームを開設するための整備費の助成や、グループホームの運営支援に加えて、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図っていきます。

区の主な取組み例

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
障がい者グループホームの整備支援	居住の場となるグループホームを確保していくため、区内で新規に開設する事業者に対し、相談及び整備費の補助を実施します。	障害福祉課
障がい者グループホーム連絡会の開催	障がい者の地域生活を支援するため、グループホーム間で連携して、課題等の共有や情報発信に関する検討を行います。	障がい者総合サポートセンター
居住支援協議会の開催	住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を関係者間で共有し支援策について協議することで、行政だけでは解決できない課題に地域の団体との協働により取組み、居住支援施策の充実を図ります。	建築調整課

(2) 地域生活移行支援の充実

施策の方向性

入所施設や精神科病院からの地域生活へ移行を希望する方に対して、本人が望む地域生活を実現できるよう適切に支援を行っていくことが必要です。また、家族の高齢化等により、一人暮らしをする精神障がい者が増加しており、地域での生活への支援が求められています。

そのために、前項の支援に加えて、アウトリーチ支援を実施することにより、暮らしを地域で支える仕組みづくりを進めます。また、課題が発生した場合や予防的対応を視野に入れ、早期発見や早期対応を目指していきます。さらに、スムーズな地域生活への移行を支援するために移行後の支援計画の策定を進めていきます。

区の主な取組み例

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
アウトリーチ支援事業の推進	医療の継続が困難、未受診、治療中断の精神障がい者に対し、多職種のチームによる訪問型の援助を実施し、地域生活の維持及び適切な医療の継続を支援します。	健康づくり課、 地域健康課
退院後支援ガイドライン 対応事業の推進	措置入院等の非自発的入院中に病院へ訪問し、希望された方に対し、退院後の生活について支援計画を策定し、退院後は訪問や関係者との連絡調整等をしながら、スムーズに地域生活に移行できるように支援します。	健康づくり課、 地域健康課

施策目標1-3 社会参加・社会活動の充実

(1) 就労支援の充実

■ 施策の方向性

就労を希望している方が就労し、継続的に働くことができるよう、適切な支援が求められています。また、職場における障がいへの理解や合理的配慮の一層の浸透が求められています。

そこで、労働・教育・福祉等の関係機関で構成する就労支援ネットワーク事業を実施するとともに、生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)の取組みを推進し障害者施設等における生産品の広報・販促支援を行います。

■ 区の主な取組み例

青年・成人期

区の取組み例	概要	所管課
就労支援ネットワークの推進	本人及び企業への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、労働、教育、福祉等の関係機関で構成するネットワーク事業を実施します。	障がい者総合サポートセンター
生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)の取組み「おおむすび」	施設利用者の工賃向上・社会参加を目指す共同販売・共同受注・ネットワーク会議等を所管する大田区生産活動支援施設連絡会(おおむすび連絡会)の全ての取組みを「おおむすび」として推進します。	障害福祉課、志茂田福祉センター、上池台障害者福祉社会館、障がい者総合サポートセンター

(2) 余暇活動の充実

施策の方向性

社会参加・社会活動の充実のためには、スポーツをはじめとした余暇活動の機会や場の充実が不可欠です。また、自分らしく暮らしたいという希望に寄り添っていくためには、ライフステージ等に応じて異なる余暇活動のニーズに応えていくことが重要です。

そこで、レクリエーションの充実や、仲間と語らうことのできる場の確保、生涯学習の機会の提供のほか、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした障がい者スポーツの普及等に取り組みます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
余暇活動の機会や場の提供	レクリエーションなどの充実した余暇活動の機会や仲間と会い語らうことのできる場を提供します。	障がい者総合サポートセンター
障がい者スポーツの推進	東京オリンピック・パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの普及や理解の促進に取り組みます。また、障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図ります。	スポーツ推進課

施策目標1-4 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

■ 施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、健康・医療体制の充実を図ることが必要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケアを必要とする方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健や医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

そこで、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図ります。

■ 区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	長期入院患者の退院・地域生活への移行の推進及び地域包括ケアの促進のため、医療・保健・福祉の関係者で、精神障がい者が安心して自分らしい生活をしていくことを目指して地域の課題を検討します。	健康づくり課、障がい者総合サポートセンター、障害福祉課
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉などの関係者が連携して難病患者を支える体制の構築に向けて課題を協議します。	健康づくり課、地域健康課、福祉管理課
医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、連絡等を行います。	障害福祉課

施策目標1-5 障がい児支援の充実

(1) 教育の充実

■ 施策の方向性

教育支援体制の充実に当たっては、子どもの成長段階に応じた適切な支援を切れ目なく行うとともに、保護者の不安感を踏まえて専門的な観点から相談・助言を行うことが必要です。

そこで、心理職の教育相談員やスクールカウンセラーによる相談体制の充実を図るとともに、障がい児一人ひとりの状況に応じた教育が受けられるよう、学校・関係機関・医療機関との連携を促進していきます。

■ 区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

区の取組み例	概要	所管課
幼児教育の振興	幼児の保護者からの相談に対応するとともに、就学前機関の要請に基づき、学級運営上の相談に対応します。	幼児教育センター
就学・教育相談の充実	心理職の教育相談員やスクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	学務課、指導課、教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、特別支援学級の設置や学校特別支援員等の配置など特別支援教育を充実するとともに、適切な支援が行えるよう、学校、関係部局、医療機関との連携をさらに推進します。	学務課、指導課、教育センター

(2) 保育の充実

施策の方向性

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

心身に障がいのある子どもが安心して生活できる環境の中で、ほかの子どもとともに成長できるように、障がいの特性に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行っていきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

区の取組み例	概要	所管課
統合保育の充実	子どもの望ましい発達を促すため、医師及び心理士による巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図ります。	保育サービス課
学童保育室での受入体制の充実	心理職職員による巡回相談や、児童館等の職員に対する支援力向上研修を実施し、学童保育を必要とする要支援児童の受入体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策目標1-6 特性に応じた支援

(1) 高次脳機能障がい者支援の充実

施策の方向性

高次脳機能障がい者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくためには、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野の様々な機関の連携による長期間の関わりが必要です。

東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携して、高次脳機能障がい者支援員を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでいきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
高次脳機能障がい支援 ネットワークの推進	高次脳機能障がい者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくため、様々な分野の機関と連携したネットワーク事業を実施します。	志茂田福祉センター、障がい者総合サポートセンター
高次脳機能障がいの理解啓発の推進	高次脳機能障がいの理解啓発および支援機関の周知のため、パンフレットの配布等を行います。	障がい者総合サポートセンター

(2) 発達障がい者支援の充実

施策の方向性

発達障がいの認知度向上等を受け、発達障がい者の相談件数は当区では増加傾向にあります。近年では、若年層のほか、大人になってから発達障がいと診断される方や、高齢期の発達障がいの方の課題も生じてきており、ライフステージを通じた支援の必要性が増しています。

こうした中、発達障がい者に対する支援体制を一層充実させ、切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。そのため、関係機関等と連携した支援体制の構築や区民等への理解啓発など、発達障がい者へ適切な支援が行き届くよう取り組んでいきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健康診査及び乳幼児発達健康診査を行い、状況に応じて追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。	健康づくり課、 地域健康課
発達支援ネットワークの推進	発達障がい者に対する切れ目のない支援のため、関係機関と連携したネットワーク事業を実施します。	障がい者総合サポートセンター
発達障がいの理解啓発の推進	発達障がいの理解啓発のため、こども発達支援講演会等の開催や啓発用パンフレットの配布、ホームページによる情報提供等を行います。	障がい者総合サポートセンター

基本目標2 認めあい つながり 暮らせるまち

施策目標 2-1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援の充実

施策の方向性

障がいに加えて、高齢化や介護・育児のダブルワーク、生活の困窮など、複合的な課題へ対応することが求められています。そのような状況において、障がい者やその家族等の相談先は、行政機関、医療機関のほか、教育・保育機関、相談支援事業所、福祉施設など、分野を超えて多様化しています。そのため、障がい者を中心にしながら、関係機関同士で相互に連携した包括的な相談支援体制を充実させていくことがますます重要となっています。

そこで、多機関の協働を進めるとともに、相談員への研修の実施、ピアソポーターの養成及び活動の推進を行っていきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
相談支援体制の充実・強化	包括的な相談支援体制を充実させるため、相談支援事業者や専門職等との連携を強化した取組みを行います。	地域福祉課、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、地域健康課
ピアソポーター・相談員等の活動推進	ピアソポーターの養成と、身体・知的障害者相談員研修や相談員と区職員との懇談会を実施します。	障がい者総合サポートセンター

(2) 地域ネットワークの充実

施策の方向性

地域における多様なニーズに的確に対応し、様々な分野にわたる生活課題を解決していくためには、行政機関と地域の関係機関や関係団体などが一体となり、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域活動支援センターや NPO 法人等の地域の活動団体との連携を視野に入れ、地域における支援体制の構築を進めていきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
地域ネットワークの推進	地域において居場所づくりを実施している団体や地域活動支援センター等、様々な特徴・強みを持つ実務者同士が相互につながり多様なニーズに対応できるよう、実務者間のネットワーク化をサポートします。	障害福祉課、 障がい者総合サポートセンター
自立支援協議会の開催	障がい者の地域における自立した生活を支援するため、障がい者、事業所、地域の関係機関などが協働して地域の障がい福祉課題の具体的検討に取り組みます。	障がい者総合サポートセンター

施策目標 2-2 障がいへの理解促進

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

■ 施策の方向性

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向けて、あらゆる分野において合理的配慮が一層求められています。

地域の関係機関と連携しながら、必要な合理的配慮の提供を推進し、区民への啓発活動等に取り組んでいきます。

■ 区の主な取組み例

区の取組み例	概要	所管課
障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、地域の関係機関と連携し、必要な合理的配慮の提供や区民等への啓発活動などに取り組みます。	障害福祉課
障がい者差別解消のための啓発活動の推進	障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布、区ホームページによる情報発信等を行います。	障害福祉課
合理的配慮の推進	合理的配慮の提供に当たって重要な双方の建設的対話について、相談・助言を行い、適切な合理的配慮が行われるよう支援します。また、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進します。	障害福祉課、 障がい者総合サポートセンター

(2) 地域との交流の充実

施策の方向性

障がい者が生活する身近な地域において、障がい理解の一層の普及・啓発が求められています。そこで、地域住民への理解啓発活動を進めるとともに、おまつりや交流事業等、障がいの有無に関わらず参加・交流できる機会の提供を進めます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
理解促進事業の実施	障がいのある人もない人もお互いに理解しながら、支え合っていく地域づくりのため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動を進めます。	障害福祉課、障がい者総合サポートセンター
地域交流事業の実施	障がい者施設のおまつりや、地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業などを通して、障がいのある人もない人もお互いに交流できる機会を提供します。	障害福祉課、志茂田福祉センター、上池台障害者福祉社会館、障がい者総合サポートセンター

基本目標 3 安全・安心に暮らせるまち

施策目標 3-1 災害・犯罪への対策

(1) 災害時相互支援体制の整備

施策の方向性

災害が発生した場合を想定し、発災前の事前の備えを進めていくことが必要です。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、自宅避難への支援のあり方を検討していくことが必要です。

そこで、避難行動要支援者名簿の更新・登録勧奨を進めるとともに、地域で協力して助け合う関係づくりに向けた防災訓練や講習会を実施します。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進	災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意に基づいて避難支援等関係者に配付します。また、要配慮者支援の方法や支援組織の拡充などに取り組んでいきます。	防災危機管理課、 福祉管理課、 障害福祉課、 地域福祉課
災害時相互支援意識の普及啓発	様々な災害に備え、地域において協力して助け合える関係づくりに向けて、防災訓練や講習会などの機会を通じて、災害時の相互支援意識を啓発します。	防災危機管理課、 福祉管理課、 障害福祉課

(2) 福祉避難所の体制整備

施策の方向性

障がい特性に応じた避難場所の整備を進めるために、福祉避難所の開設や運営、備蓄品の整備、避難場所の運営マニュアルの作成・検証等を進めています。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
福祉避難所の運営等検証	福祉避難所の開設及び運営に備えて、各施設等に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備するとともに、運営マニュアルの検証、訓練の実施等を推進します。	防災危機管理課、 福祉管理課、障害 福祉課、志茂田福 祉センター、上池 台障害者福祉会 館、障がい者総合 サポートセンター

(3) 防犯対策の充実

施策の方向性

障がい者施設等に対し、防犯設備の設置や防犯マニュアルの作成等の取組みを促進していきます。また、新型コロナウイルス感染症への不安に乘じた詐欺などの犯罪が生じていることを受け、特殊詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないよう支援を進めていきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
福祉施設等の安全体制の確保	障がい者施設等における利用者の安全確保を図るため、防犯に対する取組みを促進します。	障害福祉課
特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進	特殊詐欺や消費者トラブル等の被害に遭わないように、警察と連携し、具体的な手口やその防止策などについて啓発活動を行います。	防災危機管理課、地域力推進課、障害福祉課

施策目標 3-3 権利を守るまちの実現

(1) 障がい者虐待防止等の推進

■ 施策の方向性

障がい者への虐待は、人としての尊厳を傷つけるものであり、自立や社会参加のためにも虐待を防止することはとても重要です。

障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、支援者に対する理解啓発の促進などに向けて取り組んでいきます。

■ 区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
障がい者虐待防止のための啓発活動の推進	障がい者虐待の未然防止のため、障がい者虐待防止パンフレットの配布等により、区民、事業者、障がい者、家族等に向けて、啓発活動を行います。	障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンター
障がい者虐待への対応実施	障がい者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、支援者に対する支援を行い、障がい者虐待の防止等に取り組みます。	障害福祉課、地域福祉課、障がい者総合サポートセンター

(2) 成年後見制度利用支援の充実

施策の方向性

障がい者が、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活をおくれることができるよう、後見人等が個々の障がいの特性に配慮し、本人の自己決定の過程を伴走し、支援関係者と共にチーム支援が実現できるような成年後見制度等の利用促進を図る必要があります。

そのため、成年後見制度利用促進中核機関として、大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに、地域での成年後見制度の正しい理解と協力体制を構築するための地域連携ネットワークづくりに取り組んでまいります。

区の主な取組み例

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
権利擁護検討支援会議の開催	<p>福祉・法律の専門職が、中立的な立場から多角的な視点に基づき成年後見制度利用の必要性や適切な支援の内容や支援方針を検討・確認します。</p> <p>障がい者の場合、制度利用が長期にわたることが見込まれ、その時々の本人の状況や環境の変化等に応じた支援が必要です。成年後見人等が選任された後も必要に応じてモニタリングを行い、本人主体の意思決定支援方針への助言など、後見人等含むチーム支援を継続的に行っていきます。</p>	福祉管理課、 障害福祉課
成年後見制度利用促進のための協議会の運営	支援の必要な人へ適切な支援が行き届き、権利擁護が図れるよう地域連携ネットワークを構築するため、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・整理・仕組みづくりに向け、継続的に協議します。	福祉管理課 障害福祉課

老いじたくへの支援 ～親あるうちの備え～	社会福祉協議会と連携して「老いじたく」に関する総合的窓口を開設します。相続、遺言、不動産などの具体的な相談に応じるための専門家による相談会を実施します。 障がい者の家族にもしものことがあった場合に備えて、家族が元気なうちに準備をすすめていけるよう、支援に取り組みます。	福祉管理課
-------------------------	---	-------

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の方向性

全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを進めていくことが求められています。

区民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点を持ったまちづくりに参加し、障がい者や高齢者、育児中の方や外国人等への理解を深め、誰もが自由に社会参加でき、お互いに支え合う地域共生社会の実現を目指していきます。

区の主な取組み例

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組み例	概要	所管課
地域力を活かしたまちづくり パートナー活動の推進	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、関心のある区民に「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UD パートナー)」として事前に登録していただき、道路・公園・建物や窓口サービスなどの点検活動を行います。	福祉管理課、 施設整備課、 都市基盤管理課
心のバリアフリーの促進	小中学校における障がい理解をテーマとした総合的な学習の時間等で、地域活動団体と協働で白杖体験や車いす体験などの支援を行います。また、心のバリアフリーハンドブックの配布等による普及啓発を実施します。	福祉管理課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携・協働の推進

本計画は、福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっているため、福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策を推進していきます。

また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、計画の実現に向けて大きな役割を担っています。そのため、民間事業者や関係団体等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

(2) 社会資源の適切かつ効果的な活用

区の財政状況は、少子高齢化の進行や社会保障関連費の増加等により厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、区政を取り巻く状況は一変し、区内の経済活動にも多大な影響が及んでいます。

また、福祉サービスを担う人材の不足は、他の産業分野と同様に深刻であり、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的に活用し、施策を推進していきます。

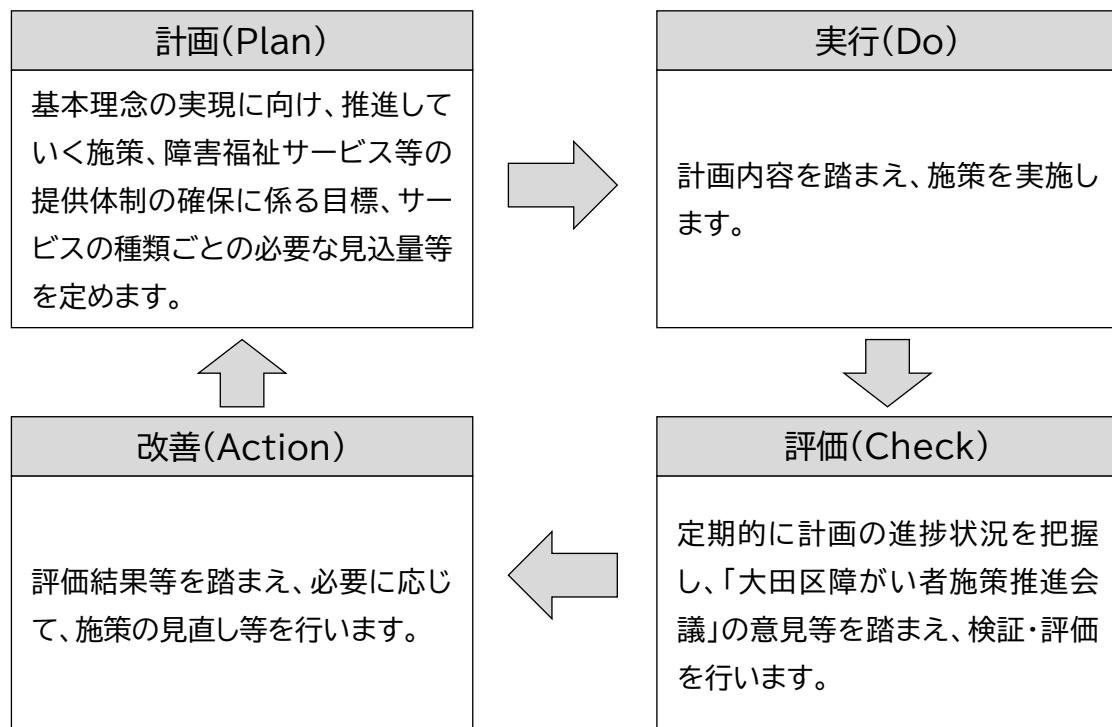
2 計画の進行管理

当区では、平成28年度から「大田区障がい者施策推進会議」を設置しています。この会議は、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の策定にかかる検討及び計画の進捗状況等を評価・検証する場として位置づけられています。そのため、前計画期間においても、毎年度、評価を行い事業の進捗を検証するとともに、改善策や見直しの検討を実施してきました。

本計画の推進に当たっても、障がい者施策の確実かつ適切な実施を図るため、大田区障がい者施策推進会議において、計画の実施状況を毎年度検証・評価し、PDCAサイクルを回していくきます。

また、大田区障がい者施策推進会議に加えて、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」等においても、様々な観点から進捗状況を評価・検証していきます。

図表 5-1 PDCAに基づく進行管理のイメージ



第6章 参考資料

1 実態調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がい者の生活の状況や障害福祉サービス等の利用状況、サービス事業者の実態等を把握することを目的として調査を実施しました。

(2) 調査対象

区内在住の障がい者及び区内でサービスを提供している事業者を対象にして、無作為抽出により調査を実施しました。

図表 6-1 調査対象者

調査種別	調査対象
18歳未満調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者、難病医療費助成制度対象者、通所受給者証所持者(18歳未満のみ)
18歳以上調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者
事業者調査	

(3) 調査期間

令和元年11月28日～12月19日

(4) 調査方法

郵送発送・郵送回収

(5) 回収結果

調査種別	発送数(A)	有効回答数(B)	回収率(B÷A×100)
18歳未満調査	1,500	541	36.1%
18歳以上調査	4,500	1,878	47.1%
事業者調査	200	106	53.0%
合計	6,200	2,525	40.7%

2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	令和2年6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none">○おおた障がい施策推進プランの進捗状況について (令和元年度実績)○令和元年度大田区障がい者実態調査の結果について○次期おおた障がい施策推進プランの策定について
第2回	令和2年8月3日(月)	<ul style="list-style-type: none">○次期おおた障がい施策推進プランの構成について○障害者手帳所持者等の状況について○令和元年度大田区障がい者実態調査結果から見える障がい者施策における課題について
第3回	令和2年10月7日(水)	<ul style="list-style-type: none">○次期おおた障がい施策推進プランの骨子について

3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年1月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定
改正 平成 29 年3月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定
改正 平成 29 年4月7日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定
改正 平成 31 年3月4日 30 福障発第 14957 号福祉部長決定

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項に基づく「大田区障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第1項に基づく「大田区障害児福祉計画」並びに区の発達支援に関する施策を具体的に実施する個別計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の検証及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 教育
- (5) 地域
- (6) 雇用
- (7) 区民

2 前項第7号の規定による委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで(以下「任期期間」という。)とする。ただし、自己の任期期間の満了前に任期期間が満了する委員がいる場合は、任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。

- 2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。
- 3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

付 則(平成 29 年3月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定)

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

付 則(平成 29 年4月7日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(平成 31 年3月4日 30 福障発第 14957 号福祉部長決定)

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験	東洋英和女学院大学	石渡 和実	会長
	日比谷見附法律事務所	曾我 裕介	
福祉	大田区手をつなぐ育成会	閑製 久美子	
	大田区肢体不自由児(者)父母の会	荒木 千恵美	
	大田区重症心身障害児(者)を守る会	宮田 千寿子	
	特定非営利活動法人 大身連	宮澤 勇	
	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	社会福祉法人 大田幸陽会	長尾 孝則	
	大田区立障がい者総合サポートセンター	佐藤 宏樹	
	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	中原 賢一	
	大田区自立支援協議会	山根 聖子	～令和2年6月
		名川 勝	令和2年7月～
保健医療	一般社団法人 大森医師会	小堀 俊一	副会長
	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	木嶋 直人	
教育	東京都立矢口特別支援学校	松本 弘	
	東京都立田園調布特別支援学校PTA	諸石 充世	
地域	大田区民生委員児童委員協議会	堀江 敏雄	
	大田区自治会連合会	鈴木 英明	
雇用	東京労働局 大森公共職業安定所	山田 和代	
区民	区民公募	砂岡 茂明	
	区民公募	志村 陽子	

(敬称略、順不同)

5 庁内検討委員会委員名簿

役職	氏名
福祉部長	今岡 正道
福祉部福祉支援担当部長	張間 秀成
障がい者総合サポートセンター所長	森岡 剛
福祉管理課長	有我 孝之
福祉部福祉支援調整担当課長	長谷川 正
福祉部障害福祉課長	黄木 隆芳
福祉部障害福祉サービス推進担当課長	曾根 晓子
福祉部副参事(地域福祉推進担当)	伊藤 明江
福祉部大森地域福祉課長	田邊 明之
志茂田福祉センター所長	林 延江
上池台障害者福祉会館長	北村 操
障がい者総合サポートセンターワン次長	要 理恵子
総務部防災危機管理課長	長沼 宏幸
健康政策部健康づくり課長	関 香穂利
こども家庭部子育て支援課長	小澤 佳久
まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長	深川 正浩
教育委員会事務局教育総務部学務課長	柳沢 憲一
教育委員会事務局教育総務部指導課長	岩崎 政弘
教育センター所長	柿本 伸二

6 計画策定に係る根拠法令等

本計画策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

(1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年度厚生労働省告示第213号)

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和五年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標(以下「成果目標」という。)を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。)を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和五年度度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和五年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から一・六パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(十八歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者(精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。)の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数)、精神病床における早期退院率(入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率)に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和五年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百十六日以上とすることを基本とする

2 精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上、六十五歳未満)

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点)

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和五年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十六パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十二パーセント以上とすることを基本とする

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の一・二七倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業(就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)及び就労継続支援B型事業(就労継続支援B型(同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の一・三〇倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね一・二六倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二三倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和五年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組みの推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組みを行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を令和五年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組みを併せて進めることができることを望ましい。この際、大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組みが進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡

大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組みと一体的に取組みを進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和五年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一力所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和五年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和五年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。)及び放課後等デイサービス事業所(同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも一力所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

7 用語の説明(検討中)

本計画に出てくる用語の説明をしています(五十音順に記載)。各用語見出しの右側に記載したページ数は、当該用語の初出ページを示しています。

おおた障がい施策推進プラン

大田区障害者計画
第6期大田区障害福祉計画
第2期大田区障害児福祉計画
大田区発達障がい児・者支援計画

令和3年度～令和5年度

発行年月：令和3年3月（予定）

発行：大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1700 FAX：03-5744-1592